

平成18年（2006年）紀北町6月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成18年6月14日（水）

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年6月21日（水）

応招議員

1番	平野倅規	2番	中村吉之
3番	東 清剛	4番	世古勝彦
5番	濱田耕輝	6番	井土清二
7番	平野隆久	8番	尾上壽一
9番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
18番	近澤チヅル	19番	東 恒雄
20番	東 澄代	21番	中本 衛
22番	垣内 勇	23番	東 寿子
24番	中津畑正量	25番	塩崎悦万
26番	西岡利平	27番	北村博司
28番	野呂健博	29番	岩見雅夫
30番	島本昌幸	31番	谷 節夫

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財政課長補佐	濱田多実博	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	冢崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

30番 島本昌幸	31番 谷 節夫
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は30名であります。定足数に達しております。

なお、家崎春季君より欠席との連絡を受けております。

これより本日の会議を開きます。

まず、議事日程について朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により本日の会議録署名議員に、

30番 島本昌幸君

31番 谷 節夫君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 6 月14日に締め切り、すでに執行機関宛てに通知済みであります。なお、一般質問の取り扱いに関しましては、発言時間は30分以内として運営いたします。また、一般質問の形式は一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

まず、最初に登壇して質問を行い、関連は自席にて質問をすることを許可いたします。

それでは初めに、20番 東澄代君の発言を許します。

20番 東澄代議員

20番 東澄代です。6月定例会にあたりまして、議長のお許しを得て、通告のとおり一般質問をいたします。

まず、平成16年に発生した台風による未曾有の大災害、また東海、東南海、南海地震などの巨大地震がいつ起きてもおかしくないといわれているなかで、風水害対策や地震対策、とりわけ当地域に甚大な被害が予想される津波対策の取り組みの現状についてお聞きしたいと思います。

また、去る 6 月 3 日の新聞によりますと、文部科学省が 2 日発表した公立小中学校の耐震改修の状況調査の結果によると、県内の耐震化率は78.7%で全国第 3 位だったが、本町を含む県南部の 3 市町が50%と大変低かったと報道されております。本町の各小中学校の耐震化の取り組みの現状につきましても、ご説明していただきたいと思っております。

以上、質問は簡潔に行いますので、答弁についても簡潔にお願いいたします。

あとの関連質問は自席で行います。

(「議長離席の許可を求めます」と呼ぶ者あり)

議長

許可いたします。

(24番 中津畑正量議員 離席)

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

東澄代議員のご質問にお答えいたします。

一応 3 点に絞りまして申し上げます。

まず、平成16年災害の復旧状況と今後の見通しのご質問でございますが、あの災害からもう間もなく2年が経過しようとしておりますが、その後、関係各位のご努力により、災害復旧が着々と進んでおりますことに対し、改めて御礼申し上げます。

まず、ご質問の災害復旧事業でございますが、国、県、町の順にお答えし、町におきましては両区及び建設課・産業振興課関係別にお答えいたします。

国交省関係におきましては、JR紀勢線の赤羽川にかかる橋梁の橋脚が流出いたしました。災害後、短期間で復旧しております。また国道42号の鷲下地区での崩落災害復旧につきましては、3日ほどで仮復旧を終え開通し、現在、本復旧工事が進められておるところでございます。進捗状況は、現在60%ほどで今年度完成予定でございます。

次に、県関係の河川の災害復旧でございますが、海山区におきましては銚子川・船津川・大船川の3河川が被災を受けておまして、銚子川・大船川の災害復旧につきましては、すでに完成しております。

船津川につきましては、災害関連事業と激甚災害対策特別緊急事業の2工事に分かれております。まず、災害関連事業の工事進捗状況は現在80%ほどで、残りの箇所につきましては今年度完成予定でございます。また、激甚災害対策特別緊急事業の工事進捗状況は、現在40%ほどであります。完成は平成20年度の予定となっております。

次に、紀伊長島区の河川は赤羽川・三戸川・大野内川の3河川ありまして、工事の進捗状況は現在50%であります。今後も継続して工事が進められ、平成20年度が完成予定となっております。

次に道路につきましては、海山区では県道南浦海山線・県道大杉谷海山線の2路線で、災害復旧を行っており、工事の進捗状況は現在82%であります。紀伊長島区におましては国道422号、県道三戸紀伊長島停車場線の2路線で災害復旧を行っており、工事の進捗状況は現在77%であります。両区の今後の県道災害復旧につきましては、本年度完成予定でございます。

次に、治山関係の災害復旧につきましては、海山区では工事の進捗状況は現在85%であり、紀伊長島区で平成17年度で完成いたしておまして、山中の新生崩壊箇所につきましては、緊急度・危険度に応じて今後予防治山等で復旧していただく予定であります。

次に、町の建設課関係災害復旧でございますが、海山区の河川工事については全部完成しております。

道路工事の進捗状況は現在63%ほどであり、橋梁につきましても現在50%ほどであります。残りの道路橋梁につきましては今年度完成予定でございます。紀伊長島区の道路・河川・橋梁

の災害復旧につきましては1カ所の道路を除き全部完成しておりまして、工事の進捗状況は現在93%ほどであります。残りの1カ所の道路につきましても、今年度完成予定でございます。

次に、産業振興課関係災害復旧でございますが、海山区の農業関係の排水機場・水路、水田等は全部完成いたしております。林道関係では工事の進捗状況は現在58%ほどであります。残りの箇所につきましても今年度完成予定でございます。

次に、紀伊長島区の農業関係の排水機場・水路・水田につきましては、現在74%ほどであります。残りの箇所につきましても、今年度完成予定でございます。

林道関係では工事の進捗状況は、現在94%ほどであります。残りの箇所につきましても今年度完成予定でございます。

全体的な見通しでございますが、国交省及び町関係の災害復旧につきましては、平成18年度ではほぼ完成する予定でございます。県関係の船津川・赤羽川の復旧につきましては、あと2年ほどで改正予定でございます。

いずれにいたしましても、被災を受けた箇所の早期の完成が必要であり、台風時期も近づいていることから1日も早い完成を望むものであります。

次に学校関係ですね。学校施設の耐震化の取り組みの状況と今後の計画についてでございますが、紀伊長島区の学校につきましては、平成15年度に昭和56年以前の設計で建築されたすべての学校施設につきまして耐震調査を実施いたしました。対象は小学校4校8棟、中学校2校6棟、幼稚園1園3棟、計7校17棟であります。

この結果、「I s」と呼ばれる「構造耐力指標」により判断し、学校建築物として安全とされている0.7に満たないものや、コンクリート圧縮強度試験の平均値が13.5ニュートン平方ミリを下回る場合は、改築を視野に入れた総合的な判断が必要とされていることから、文部科学省の補助要件として。

20番 東澄代議員

私の通告は壇上での通告は、現状だけをお願いしたんですけども、計画まで言ってないんですけども、まだ。そのへんはご答弁お願いします。現状を先にご答弁願います。

奥山始郎町長

工事の現状を申し上げておるんでございます。よろしいでしょうか。

20番 東澄代議員

これは計画も含めてと初め言われましたので。

奥山始郎町長

それは連なっていくものでございまして、それで後者の質問との関連もありましてですね、これ非常に詳細にいつておるわけなんで、それが不必要となればはしょって申し上げてもよろしいですけども。

議長

ちょっと質問者にお尋ねします。この質問要旨には、現状と今後の計画も質問要旨に入っていますけども、答弁は。

20番 東澄代議員

初めのは通告では、現状だけをお願いしたんですけれども、あとの検討については私の質問はあとになっておるんですけども。

議長

入っております。

20番 東澄代議員

入っておりますけども、先、壇上で質問したのは現状だけということだけでお願いしたんです。

議長

わかりました。答弁者、そしたら質問のみ答弁してください。

奥山始郎町長

現状だけにいたします。

だから13.5ニュートン平方ミリを下回る場合は、改築を視野に入れた総合的な判断が必要とされていることから、文部科学省の補助要件として建物老朽状況を総合的に評価する耐力度調査を実施いたしました。これが現状です。よろしいですか。

そのようなわけでしてですね、学校については今後海山区の小中学校については、目視でこれまで耐震調査をしたところですが、まず重要な観点ということは避難所等を勘案したところで、相賀小学校をまず耐力度調査、耐震調査のほうへ入っているところでございます。

次に防災関係を申し上げます。

地震・津波対策の取り組みの現状といたしましては、平成15年度から昭和56年以前に建築された一般住宅に対しまして、耐震診断及び耐震診断後の耐震強度の補助を実施いたしております。また、津波の襲来が予測されております地区を優先して、避難路の整備を、避難路の確保が困難な地区には津波避難ビル外付け階段・津波避難タワーの建設を進めております。

さらには、避難誘導灯の設置や発電機・投光機などの防災資機材の整備、食料や飲料水など

の非常用品の備蓄も進めております。一方、災害の発生が予測された場合や、災害が発生した場合には住民に対し、正確かつ確実に情報を伝達することが重要でありますので、平成15年度と平成16年度の2ヵ年で町内すべてのご家庭に戸別受信機を配布させていただきました。

また、役場や消防署などが被災状況を速やかに把握することが重要でありますので、有線電話や携帯電話の利用ができなくなった場合にですね、各地区に設置しております防災行政無線の屋外拡声子局と役場が無線で相互に連絡が可能となる「アンサーバック機能」の整備を進めておまして、本年度中に町内すべての整備が完了する予定となっております。

今後ですね、ハード事業だけではなく自助・公助・共助、つまりソフトの面ですね、避難訓練等も含めてこれまでやってきており、今後も計画を実施したいと考えておるところでございます。以上です。

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

ただいまの答弁で災害復旧や地震対策の取り組みの現状について、理解することができましたが、今後の風水害対策・地震対策、このなかでも特に津波対策、また小中学校の耐震化計画につきまして、町長は先ほど0.7%何かちょっと私聞き漏らしたところもありますので、もう一度そのへんのことを具体的に町長の考えをお聞かせください。耐震計画について、どのような計画でされておるのか、その考えをお聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

特に学校ですね、の場合に補強で済ませるのはほとんど補強でまいりたい。しかしながら、数値が申し上げた0.7とか、1.35とかの数値に満たないものは改築をしなければならないということで、これも年次的にですね、緊急性、必要性等を勘案して、対応をしてみたいと思います。

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

本町の将来を担う子供たちのために、出来るだけ早くまだ出来てない校舎の耐震化を希望します。私は地震対策、とりわけ津波対策を考えますと、町が今やっておられる避難路の整備や

既存建物への外付け階段の設置、また海山区のほうで実施しております避難タワーの設置の重要性につきましては十分理解できますし、今後も存続していただきたいと思いますが、このなかでも避難タワーの設置につきましては、時間的に、また老人の方などの地震のときは、避難路まで行けない人も出てくると思いますので、もっとつくる必要があると思います。

海山区につきましても必要なところに、また紀伊長島区におきましても現在ありませんので、執行部におきまして調査され、必要なところに設置する考えはあるかどうか、町長の考えをお聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃったようにですね、避難タワー、特にですね、要望が強い場合においては今後も考えてまいりたいんですが、この避難タワーの補助事業は18年度で一応切られるということがわかっております。

しかし、県、国においてはですね、ますますこの地震・津波の発生の可能性が強いということであればですね、また別な事業を展開されるものと期待をしておりますので、町としてもですね、その事業を活用しつつ住民の皆様方の安全を確保してまいりたいと考えます。

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

一部事業を除き、補助事業は現年度で扱われなくなるということは、町長も今言われましたのでご存じのはずですが、出来るだけ早く設置整備されますようお願いいたします。

最後に、町長も去る3月議会定例会の所信表明のなかで、安全・安心のまちづくりを重要課題の1つに上げられておりますが、私もこのことは今後のまちづくりをしているなかでのベースになるものであると思っておりますが、今、町の財政状況には大変厳しいものがあると理解しております。理解しておりますが、町民の方々の生命と財産を守ること、ひいては町民の方々が今後も安心して住み続けていけるよう、ご尽力を賜りたいと存じます。

町長のご決意をお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げたとおり、重要な政策課題といたしましては、安全・安心のまちづくり、これが非常に重要なものであると位置づけておりますし、これはいつ、いかなるときにおいてもですね、議員がおっしゃったように町民の皆様方の生命とか身体、財産を、これを守っていくのが行政の1つの大きな骨子であると、そのように認識しておりますので努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長

これで東澄代君の質問を終わります。

続きまして、21番 中本衛君の発言を許します。

21番 中本衛議員

21番 中本衛、18年6月の定例会の一般質問に参加させていただきます。

幼保一元化についてと、高齢者の健康施策について質問させていただきます。

まず初めに、幼保一元化についてであります。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ、「認定こども園」を整備するための就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が6月9日に成立されました。

それによって10月から各地でスタートされます。幼稚園と保育所の機能を一体化させ、現場の多様なニーズに応える幼保一元化は実現が叫ばれながらも、文部科学省と厚生労働省との縦割り行政の弊害などで、具体化が進まなかった懸案事項でもありました。それが経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003年6月に閣議決定され、幼保一元化施設について2005年度にモデル事業を先行実施し、必要な法整備がなされたものであります。

就学前の子供を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化の進行や共働き家庭の増加、教育、保育のニーズの多様化、育児不安の増大といった課題に対し、現状の硬直化したサービス提供の枠組みでは対応しきれいていません。現状は親の就労の有無で、親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園、このため保育所の利用者がより充実した教育を受けさせたい。あるいは幼稚園の利用者が子供を長く預けて働きたいと思っても、そうしたニーズが満たされません。

「認定こども園」では、0歳から就学前のすべての児童を対象に、幼児教育と保育を一体的かつ一環して提供されます。親の就労の有無にかかわらず、施設の利用が可能で、教育、保育の多様なニーズに応えることができます。加えて地域における子育て支援、相談や親子の集いの場の提供を認定に当たっての条件とされ、利用料は基本的に各認定こども園で決定され、利用者は認定こども園と直接契約することになります。

施設の形態は、1つとして幼稚園と保育所が連携して一体的に運営を行う幼保連携型、2つめとして幼稚園が機能を拡大する幼稚園型、3つめとして保育所が機能を拡大する保育所型、4つ目は幼稚園、保育所のいずれの認可もないが地域の教育、保育施設が機能を満たす地方裁量方の4つのタイプが示されています。

地域において子供が健やかに育成される環境が整備され、子供の教育と保育が充実し、利用者に喜ばれる施設が望まれるなかで、本町は幼保一元化について調査・研究・検討されたことがございますか。

また、幼保一元化に向けて取り組む考えはありますか、お伺いいたします。

次に、高齢者の健康施策についてお尋ねします。

新町建設計画の第2節に、互いに助け合い安心して健康に暮らせるまちづくりについて、健康づくりの推進の1つに、成人保健対策の推進のために、健康づくり地区組織の育成、高齢者健康対策の強化などが主要事業であると明記されています。

高齢者の一人ひとりが在宅で安定した生活を維持していくためには、地域のなかでの生活を維持し、自分らしい生活を送ることができるような自立支援体制を構築していくことが大切であることから、高齢者問題を自らの問題としてとらえる地域福祉意欲の高揚を図ることも重要であり、地域での高齢者の介護予防施設でのそれぞれの施策も重要ですが、それぞれの特性を持った地域が、自分たちで自分たちに合ったまちづくりが求められるなか、地域で高齢者を支えようと思えば、自らの健康をどのように保っていけるかが課題となります。

最近、特に目にしますのは、高齢者や中年の方々、さらには若い人たちが健康増進のために、ウォーキングやジョギングなどをされている姿を、あちらこちらで見かけることがあります。

少子高齢化社会における、歩いて暮らせるまちづくりの取り組みは早急の課題であります。生活習慣、予防検診、各種がん検診の充実や、健康教育事業、健康相談事業など、それぞれの施策も重要ですが、もっと自由に楽しく取り組める施設がないものかと、施策がないものかと考えます。東京千代田区では自分の都合の良い時間に、自ら介護予防に取り組めるか、西神田公園を介護予防公園にと、区立の公園に高齢者向けの介護予防健康遊具を設置し、楽しみながら介護予防を進めています。設置されたはしりの介護予防遊具は、すべて利用方法を記載した看板が設置され、だれでもすぐに使い方がわかるようになっています。

また、遊具はすべて黄、赤、青など、楽しいカラーリングに加え、丸みを帯びたやわらかなデザインで、ステップストレッチ、上半身ツイスト、上下ステップ、肋木上半身アーチ、背伸ばしベンチ、階段アンドスロープ、健康ウォーキングで実際に公園に行って利用された人のコ

メントでは、「日ごろ使うことがない筋肉を使ったり、伸ばしたりしてリフレッシュした感じ
です。これは高齢者だけでなく中年の私でもまた利用したいと思いました」とのコメントも記
載されていました。

このように自分の都合の良い時間に、自ら健康のために楽しく取り組める大人の健康遊具を
公園などに設置を求めますが、町長のご所見をお聞かせいただき、演壇での質問とします。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えをさせていただきますが、議員が2つの一般質問をされまして、その中で高齢者の健
康施策について公園内に大人の遊具をとということに私が答え、もう1つありました幼保一元化
については教育長が答えます。

高齢者の健康についてのご質問であります。国におきましても高齢化が進んでおりまして
当町では約3人に1人が65歳以上の高齢者であります。このような状況の中、この度の介護保
険法の改正におきましても要介護状態にある方は、それ以上状態が悪くならないように、また
健康な方は要介護状態とならないような取り組みが求められております。

当然のことながら、当町におきましても健康づくりにつきましては、保健師や栄養士を中心
に健康体操の開催や食生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組んでいるところであります
が、健康につきましては一人ひとりご自身が気をつけていただくことも大切ではないかと思
います。普段から適正な睡眠時間をとる、毎日朝食をとる、お酒を飲みすぎない、定期的に運動
するなど心がけていただいたらと思います。

さて、議員ご質問の大人の健康遊具であります。健康には楽しく体を動かすこともですね、
大切であり、今後、町が整備していく事業におきましては、設置につきましてもの検討をしてま
いりたいと考えております。また国や県の事業で実施されます公園などの整備事業におきま
しても、計画の中に取り組んでいただくよう、要望してまいりたいと考えております。以上で
ございます。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ご答弁いたします。幼保一元化が去る6月9日国会で成立をいたしました。10月からスター
トすると聞いております。ただ、まだ通過したてでございますので、公式なですね、指示文書

については文部省や県教委からはまいっております。

ただ、資料についてですね、内容を検討し、研究はさせてもらっております。

目的につきましては、ご承知のように一般的に少子化で定員割れが著しい都市部の幼稚園、あるいは逆にですね、女子の社会進出で待機児童が続出しております保育園に対する要望、こういった状況から出されてきた法案であろうと理解をしております。住民のニーズというのはやはり預かり時間の長い幼保の一元化の施設へと移っておるのではないかと、そのように私どもも把握しております。

施設の形態についてはもう委員さんが提案のなかで説明していただいたので、繰り返しませんが、ご承知のように4つのタイプが想定されておりますが、ただ法案の内容を読んだところですね、私たちは文部省とそれから文部科学省と厚生省との間ですね、いろいろな点で少し整理がまだ出来てないのではないかという気がいたします。そういった面も含めてですね、これから県から出てくる資料や説明に基づいて、検討していきたいと思っております。

ただ、ご承知のように認定こども園がやはり設置されますと、幼稚園で現行のですね、4時間と制限がございますが、この4時間の保育にこだわらず8時間程度の利用が可能になりますし、逆に保育所では入学前教育が可能になります。そういった点ですね、父兄の方々については、この認定こども園というのは歓迎すべき施設であろうと思っております。

ただですね、現行で我々教育関係者としては、幼稚園というのはやはりまだこれについては幼児教育機関であって、福祉施設としてのですね、位置づけはまだされておられません。こういったところからですね、文部省・県教委ともにこの制度については研究していきたいと思っております。

それから働く母親の増加という時代の要請からですね、やはり地域住民の要求が高まれば、幼稚園教育の認定こども園化というのはですね、この地域でも考えなければならないと思っております。

現在の状況につきましては、紀北町内には7つの保育園がございます、これは7つの私立保育園、それから2つの公立保育園がございます、この保育を希望する保護者の方のですね、要望は、ほぼ満たされておるような状況と聞いておりますので、この福祉事業としてのですね、この保育園の将来ということも十分勘案しながらですね、この問題については慎重に進めていきたいと思っております。

議長

中本衛君。

21番 中本衛議員

初めに町長がご答弁いただきましたので、その点からお伺いしたいと思います。

自分が自由な時間を楽しみながら健康を維持していくための、そういう施設、遊具を設置してほしいという私の提案でございましたが、町長のご答弁では、町もまた県にもそのほうを計画に上げて要望していきたいなど、そういうふうなご答弁をいただきましたので、是非、県に強く要望していただいて、最近子供の遊具よりも大人の遊具のほうが増加しつつあると、全国でそういう増加の傾向にあると、そのことでそういうふうなニュースも見たわけですが、当町におきましても先ほども申しましたように、いろんな方が健康増進のために自分なりに努力している姿が見受けられます。

そういう遊具をまた活用されてですね、健康増進維持のためになればなあと、そういう施策の質問をさせてもらいましたので、どうかその点もご了解いただきましてですね、要望、町の施設にも取り入れてもらえますように、切にお願いを申し上げておきます。

次にですね、幼保一元化について教育長からご答弁いただきましたので、お尋ねしますが、先ほどご父兄の方からですね、長時間預かってもらえるような施設になればいいのじゃないかと、そういうふうな声が出ているんじゃないかと、そういうふうな答弁もありました。

事実そうだと思います。保育園から幼稚園に入所し、その間時間が4時間しか預かってもらえない、以前のように8時間預かってもらえないかと、こういうふうな声がやっぱり多数聴き取りで聞こえてきます。

そういうなかでですね、今ちょっと現状の数字だけをお聞きしたいんですが、例えば長島幼稚園、引本幼稚園、船津幼稚園等がございますが、これに小学校1年生になる前の児童が入所するのにですね、この町立の幼稚園に入所せず、保育所にその間まだ入所されておる児童もあるかと思えます。そこらの数字を把握されておったら、ちょっとご説明お願いしたいと思います。

議長

小倉教育長。

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

お答えさせていただきます。19年度で入学を予定しておる児童の数でございますが、長島で84名、それから海山区では60名ということで144名が予定されております。そのなかで現在幼稚園に行かれていますお子さまは長島では82名、保育園には2名の方が行っております。それか

ら海山区におきましては幼稚園が46名、保育園に14名の方が行かれております。合計幼稚園といたしましては128名の児童がおりまして、保育園には16名の方が行かれております。

以上でございます。

議長

中本衛君。

21番 中本衛議員

今、児童の数字をお聞きしたわけなんですけど、両区で実際に1年生にならないうちに、幼稚園に入る児童さんが16名、保育園のほうでご厄介になっておることでございます。この16名のご父兄の事情もいろいろあるかと思いますが、そこらのことはこういう幼保一元化に向けてですね、聴き取り調査か何かしたからこれは教育委員会ではちょっと難しいかわからんけども、福祉保健課だと思うんですが、どちらかが担当の方が答弁できれば。それとどのような事情でこのようなことになっているのかなと、お伺いしたいと思います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

保育園についてはですね、そういった調査等も含めてこれは福祉のほうの管轄でございますので、そういった調査については教育委員会としてはやっておりません。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

お答えさせていただきます。具体的な調査ってやっていないんですけども、以前からですね、いわれていますのは、やはり両親ともに働いておりますので、やはりそのまま家で見るのができないもんですから、引き続き保育所のほうに預けるという方で、上里と相賀の保育園のほうにあるように聞いております。

議長

中本衛君。

21番 中本衛議員

今、福祉課長のほうからそういうご答弁いただきました。教育長では福祉とはちょっと教育関係とはこう疎遠というか、携わっていないような言葉に聞き取れたんですが、国もこの弊害を乗り越えてですね、今回このように幼保一元化しようと法案をつくったわけでございます。

そういう意味で、本町におきましてもですね、教育と福祉の関係をもう縦割りではなく連携しながら、今後良い施設が出来るかどうか慎重に検討できるように調査研究をしていただきたいなど、このように思いますので、教育長のご答弁をお願いします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この法律がですね、出来た根幹は今おっしゃったとおりのことだと思いますので、今後はですね、県教委や、また文部省から近く具体的な指示が下りてまいると思います。福祉のほうと十分ですね、連携取りながらこれについては対処をしていきたいと思っております。

終わります。

議長

これで中本衛君の質問を終わります。

続きまして、24番 中津畑正量君の発言を許します。

24番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

通告どおり、1つ目には腎臓機能障害（人工透析）患者の生活実態及び交通手段の危機管理についてお伺いをいたします。

今、入院されている患者の多く、このことは透析患者にかかわらず介護についても、またいろんな病気で通院されている方についても過大な負担、特に介護制度や医療制度の政府の改悪によって、経済的に大変な負担を強いられているところがございます。なかでも、今日はピンポイントといいますか、腎臓機能障害を持った患者の人については、今年で紀北町においては5月現在、76人になっております。患者の多くは週3回の人工透析を行わなければ、生命を維持することができない状況で、働くこともままならず障害者年金だけを頼りに生計を立てている家庭も数多くあります。この週3回の交通費の負担は生活に重くのしかかっております。この実態をどのように把握されているのか、町長のご所見を賜りたい。

またもう1つは、一昨年の当町は未曾有の大水害に見舞われましたが、その後、災害により交通手段が断たれた場合、透析患者の人たちに対する危機管理をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

このことについては船で搬送されたということ、水害のときには聞いておりますが、危機管理の今後どのように考えているのかという点を中心にお伺いをいたします。

2点目については、巡回バスについて、これは一昨年旧長島町での巡回バスの調査運行が10月1日から12月31日まで行われ、その後、紀北町となってから海山区においても巡回バスを走らせてほしいという声が出ております。これは巡回バスのいろんな調査や走らせる会という組織と町当局とのなかでこの調査運行が行われ、町長も何とか走らせるという考えで、この調査運行をされたわけですが、海山区の方には圧倒的に知れていないといえますか、「どういうことだったんだ」ということもありますので、再度、質問項目に入れたわけですが、旧紀伊長島町の調査運行の結果、町長は本格運行は困難としながらも、多角的に検討していくとのことでした。調査運行の開始、16年10月1日は、あの大水害の直後であり、始発バスに乗車する人はゼロであったことを私も鮮明に覚えております。調査は見合わせるのかと思ったほどでした。

町民の皆さんから寄せられたこの巡回バスを走らせてほしいという 3,251名の署名は、巡回バスに期待する熱いものが今なおあります。現在も年配の人から「バスはどうなっているの、走らせてくれるの」というような話から、透析患者の人が通院に非常に過大な大きな負担を強いられたなかで、「バスがあったら良かったのだが」と静かに話されておりました。

高齢化が進む紀北町にとって巡回バスは大切な事業であると確信します。町長のお考えを再度伺いをいたします。詳細にわたっては自席において質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中津畑議員のご質問にお答えします。

現在、人工透析ができる病院としては尾鷲総合病院、また少し離れたところでは大台厚生病院がございます。紀北町内のほとんどの方は尾鷲総合病院へ通院しているように把握をいたしております。通院の方法といたしましては、家族など自家用車による通院、バスなどの公共交通機関、またはこの4月から始まりました福祉有償運送の利用などが考えられます。

いずれにいたしましても、週3回の透析となりますと、ご自身はもとよりご家族の方にも相当の負担があると拝察いたします。また、透析を行った場合はその行った直後はですね、大変気分が悪いと、そのように聞いております。

また、災害時による交通手段が断たれた場合のことですが、一時的な通告止めについては病院からの連絡により対応していただいているように聞いておりますが、一昨年の災害

におきましては道路の決壊により、国道42号が通行できなくなりまして、海上保安庁の巡視船により、海上移送による緊急措置をしていただきました。台風などの接近によりまして、事前に国道の通行止めが予想される場合はですね、ご自身が病院と連絡を取るなど対応していただきたいと思います。また、そのようにされているとっております。

今後、発生が心配されています東海・東南海地震などによりまして、大災害が起きた場合は、町だけでは対応することができない状況になろうかと思っております。庁内各課の連携はもとより、県や関係機関とも連携を密にいたしまして、緊急時に対応ができるよう努めてまいります。

次に、巡回バスのことですが、旧紀伊長島町では高齢化社会への対応と、町の活性化を図るため、バス交通の空白地域の解消と高齢者、障害者等の交通弱者の移動手段の確保に配慮したバスとして、福祉バスや一般の人も利用することができる「コミュニティバス」などの導入について、かねてより検討してまいりました。さらに平成14年12月には無料バスを走らせる会の方々が 3,251名の方の署名を集められ、バスを走らせてほしいという要請をいただきました。

私は町民の皆様の熱い思いを感じるとともに、そのことを大変重く受けとめまして、その導入に向けた取り組みを進めるべく、多くの制約や課題を踏まえたなか、運行のための基礎データの収集、問題点の検証、住民ニーズの把握を図るため、議員の皆様のご理解を得まして、無料の町内巡回バスを平成16年10月から3ヵ月間に限り、調査運行をいたしました。この調査運行の結果につきましては、利用者は3ヵ月間で1,015人、1日当たりでは11人、1便当たりでは3.7人となり、私どもといたしましては残念な結果であったと考えております。

また、この調査運行に要した経費は、諸経費を含めた総経費、総額が約290万円であり、これを利用者1人あたりにしますと3,000円近くの金額となります。

これらの結果を踏まえた旧紀伊長島町では、利用者の状況、バス路線の競合問題など解決しなければならない課題が数多くあること、厳しい財政事情を考え、調査運行をそのまま本格運行にすることは断念せざるを得ない状況であるとの結論に至りました。

しかしながら、調査運行と同時に行いましたアンケート調査では、「利用しやすい」と回答した方が約6割、「本運行を望む」と回答した方が約9割にのぼり、また利用料金の設定についても100円、あるいは200円程度の負担をしても利用したいとする方が、6割以上を占め、利用された方ではある程度の負担をしても本格運行を望んでいることが拝察されます。

また、利用者の半数以上の525名が65歳以上の高齢者でありました。そのため高齢者の方々の交通確保、地域の活性化に貢献できる交通の確保を目指し、調査運行をしました巡回バスに

代わる方策を探るため、幅広く皆様の意見をお聞きし、引き続き多角的に交通確保の方策を検討することとし、紀北町にこの方針を引き継いでおります。

紀北町ではこれまでの旧紀伊長島町の取り組みを踏まえたなかで、紀伊長島区、海山区双方の交通確保に対する課題や問題点の把握に努めまして、町の活性化に貢献するような交通の確保などについて、バスやタクシーのほかボランティア有償運送などを含め、地域の実情や利用者のニーズに応じた交通確保を図っていく必要があると考えております。

また、バス運行対策として紀伊長島区、赤羽地区を走る自主運行バス「河合線」には約 600 万円、国道42号を走る第3種生活路線「長島・尾鷲線」には約 1,300万円を紀北町として負担しております。さらに国・県では、広域幹線路線である「島勝線」に約 1,100万円、「錦・長島線」には約 300万円、紀南特急バスに約 3,400万円を負担しており、本地域のバスの交通はこれらに支えられていることをご理解いただきたいと思います。

今後も急激な少子化と高齢化、過疎化の進行に伴い、地域住民の生活交通の確保が引き続き、大きな課題となっており、また、透析患者の方を含む要介護者などの1人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する個別輸送ニーズが急増するなかで、地域の公共輸送サービスに対するニーズは多様化、高度化しており、こうしたニーズに的確に対応した安全・安心な輸送サービスの確保が求められております。

このため、町内巡回バスについて旧紀伊長島町より紀北町に引き継がれた合併協定を踏まえ、高齢者等の方々の交通確保とバス空白区域の解消のための、交通確保を目指した方策の検討について、国・県の交通政策の動向をにらみつつ、海山区の交通確保の状況等をも勘案しながら、幅広く皆様のご意見をお聞きし、引き続き多角的に検討していく所存でおりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。以上でございます。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

議長、まず最初にこの透析患者のですね、生活実態、このことからして質問を続行させていただきます。町長、安全・安心のまちづくりということをいろんな集会や、この話のできるころでは随分安全のまちづくりをつくっていくんだという紀北町、そういうことが最重要の課題であるということで、いつもおっしゃっております。

しかしながら、私、今ちょっと話を聞きますと、透析患者に私はピンポイントで絞ったのは、これももう週3の透析は1回も抜かすことができないんです。確かに、ほかにも確かに要介

護の人もあるし、この車サービスで尾鷲やほかの日赤へ通わんならん人もおると思います。その人はどうでもいいということでは決してありません。しかしながら、この透析患者の実態というのは紀北町としてもですね、きちっと把握してうえで対応してほしいのにもかかわらず、町長の先ほどの言葉じりを拾うわけではございませんが、患者さん自身が対応してほしいというような話というのは、それはないんじゃないかと私自身は思います。

といいますのも、いろいろ例はあるわけですが、私も患者さんからいろいろ相談を受けまして、患者さんがいかにこの交通手段を安くしていくのかという方法は、社協や福祉課のほうにもいろいろ問い合わせました。患者さんとも話し合いました。しかし、この方法は2つしかございません。1つは出来たら大台病院に行っている方が近くで、少しでも近くの尾鷲総合を使ったほう安くなります。そういう選択肢。また、近くの人々と透析患者の人同志が助け合っ、午前中の透析やったら一緒に行かれて、患者同志助け合う気持ちがあるわけですから、1時間でも2時間でも終わるのを待って一緒に帰ってくる。そういうことになりますと、2人で行くと半分ずつの交通費になるということです。そういう選択しかない。ほかには何かというたら、もう全然ないわけです。

そうすると3回の透析を2回にすることは出来ません。ちなみに実態をちょっと報告させていただきますと、この長島地区での赤羽の下河内、その奥には大野内というところがございすが、ほとんど一番奥ですね。ここにおる患者さん。主人が70歳で患者さんが66歳、婦人の方です。2人で生活しておりますけれど、この人については今大台の病院に行ってます。私との話し合いのなかで尾鷲へ行けば、少しでも安くなるから何とか尾鷲にといったんですが、先ほど町長言いました河合線のバスに乗っていくと、帰りの交通手段がないので尾鷲と相談、尾鷲の透析を受けようとしたけれどやめましたという返事でした。

これが1番目の、患者にとっては出来るだけ安く上げるための施策しかないわけです。それでこの方の生活実態というのは、現在河合、その住んでいる地区から大台病院にタクシーを使うと、往復8,000円、この数字は月週3ですから13回から14回行かれるわけです。そうするとはるかに10万円を超えてしまうわけです。いくら障害者年金をもらっているといっても、生活がかかっているわけですから、こういうような実態では本当にお金がなくなったら生命が維持できないという、そこまで追い込まれてしまうということで、何とかならないだろうかということで、相談を受けているわけです。

またある方は、東長島の人でも子供さんとお母さんが2人で週3回の透析を行っていると、尾鷲で受けているが、実際に4万円近い交通費が要ると、そうなってくると非常に苦しい状態、

だから私のいわんとするのは、確かに行政が手を差し伸べなければならない状況があるにもかかわらず、もう限界だと、今県内でも透析患者の人に通院手当を助成しているのは1市あるように聞いておりますけれど、なかなかそういうところは遅れている。患者さん任せの状態になっている。そういう点で町長の考え、本当にこれは町が、透析患者もいろいろの方がおりますから、自分で車を運転している方もおります。しかし本当に実態として困っている方をどうつかまえるのか、これは聴き取りしかないわけですが、患者さんの実態を調査をするという格好です、まず最初は始めなければならんのではないかという思いです。

透析患者の人はすでにこの間も、町長もよくご存じのように長島の駅前の方、透析に行くときにシートベルトを締めようとした途端に亡くなられましたけど、現在より少し減っていると思います。この67名より少し減っていると思います。

しかし、この67名の方にいろんなアンケート方式でも実態を聞いて、その透析患者私ども一人ひとりから見ると、議員といえども、また町といえども町の行政が調べるんならいいですけど、それはプライバシーの問題もありましょう。人権の問題もありますから、これ以上私ども調べられません。そういう意味で町が福祉課が中心になって調べて、本当に生活に困っている人にはやっぱりそれなりの助成をしてあげるべきじゃないのかと、そういう観点で町長の姿勢をただしているといえますか、今後の対応を聞いているわけです。町長のお答えをお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員におかれましてはですね、この透析患者の状態について精通しておられると受けとめました。それぞれの病気は非常に辛いものであることは認識しております。今、私は第1回目演壇で答弁いたしました福祉有償運送というのを、そういう制度があります。これはその社会福祉協議会もその運送を事業化してやっているのは、6つの団体がありまして、社協も入っております。

そうなりますとですね、かなり安い運賃でケアプランに基づく場合は5kmごとに200円、それから基づかない場合は5kmごとに400円ですね。それから片道料金ですけど、30km尾鷲まで行く場合は2,400円ということになります。そういう社会的な支援制度もあることからですね、ご親戚もあるだろうし、どうぞそれは行政としては皆様方の健康、生活を確保することは大事ですけども、まずそのへんを行って、なおかつですね、どうにもならないことに至ればですね、考えるべきだと思いますけれども、調査をすることも必要でありましょう。それであなたが非

常に精通しておられるその情報、個人的に行政として対応するよりも、むしろ制度としてするのが行政の基本的なあり方ではないかと考えます。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

確かに、6つの団体がありますし、社協のほうも以前はこの4月まではシルバー人材センターのね、運転できる人を使って移送サービスをやっておりました。しかし、社協といえども事業所の1つですから、ほかの事業所に行っている方、事業所といいますか、施設に行っている方、サービスを受けている方、そういうところまでは手は伸びませんで、実際には町の福祉課あたりが透析患者の人の手帳等も交付されている。管理している観点からいきますと、もう町しかその調べようがないと、どういう実態なんだということを調べるには、自治体しかないんだという観点で、私どもはとらえているわけです。個人ではもう限界があります。

そういう点でですね、このほかにもたくさんこの透析患者以外にも介護の必要性のある人、障害者の人、いろんな方がございます。その人たちもどうしても必要な部分としてありますけれど、生命にかかわるだけにこの人の実態というのをもう少し丁寧に調べて、対応していただけないかと、そういう観点なんですけど、町長の答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

同じようでも誠に申し訳ありません。私の答弁の姿勢といたしましてはですね、実態を正確に把握いたしましてですね、行政としていかに対応すべきかということ、もう少し庁内協議をさせていただきたいと思っております。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

それともう1つ、透析患者の人に対する交通手段の確保ですが、これもですね調査のときには、当然病院から本人に通知、本人から病院に通知「行けません」というだけでなくですね、これは行政として手帳持っている人、当然透析患者の人は予定を組んでおります。3日に、2日に一度ずつの透析、午後か午前か夕方かというような、夜かというような感じで、尾鷲病院のほうに対応していますんで、これについてはですね、いざというときには42号が交通がもう

途絶えたときに、行けないといったときにはどうするのかということですね、早急にその患者さんとの連携とといいますか、連絡を町当局も密にしてどう対応するのか、この前の巡視船で対応したようにですね、これはもう患者さんには病院に任すでなくて、町も当然しなければ命がないわけですから、そういう手立てを危機管理としてきちっと把握していくべきだと私は思っているんですが、町長のお考えを伺います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

個人情報漏洩がなされないよう配慮しなければいけませんけれども、命にかかわる問題ですから、緊急時、災害時の場合に出来るだけの対応をすることを考えております。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

透析患者の人に対する調査というのは、これはもう出来るだけ早くやっていただきたいし、そのほかのいろんな障害者の人についても、また病気の人についても当然なんです、これらについては自分でいろいろ対応していただいているのが現状です、しかし、今の国の制度からいきますと本当に厳しいものがございまして。これは町でも聖域でない医療制度の改悪のなんかは最たるものなんです、こういうものについての町民を守っていくというのは、紀北町といっても本当に並大抵のことではないだろうといってもいいぐらい多くの患者さん、多くの町民が困っている状況が出てくるわけですから、差し当たり私は今日は透析患者の問題だけに絞って、町長の考えをお伺いしました。町長のほうでも調査をしたいということですので、この件についてはこれで終わりたいと思います。

巡回バスについてですが、巡回バスもこういう結果、去年の3月でしたね、旧長島町のなかで調査結果が出ました。これについてはですね、非常に一便4人、3ヵ月で1,015人という乗車の人数、これについてはですね、私どもも本当に期待したし、町民も期待されたと思います。旧町の長島のなかでは。しかし、合併した町ですから、当然これは紀北町としてこのバスの問題考えていなくてはならんと思います。先ほど言われましたように三交の路線バスが走っている、尾鷲河合線、島勝線、いろんなものがかなり負担を出しながら走っている状況のなかですね、私はこの巡回バスについては調査結果する前に、直前にも企画課長にも申し上げましたが、大きなバスでやるよりも小さなバス、バス停も集落の中心に停められる、そういうこと

から実際には10月、11月、12月となると日が短くなって、非常に5時になったら暗くなってく
るような状況のなかではどうなのかと、そういうことも配慮してほしいとか、観点としてはい
ろんな観点があって、この4人というのは3.7人という1回の乗車率というのは決して少なく
ない。

これは、むしろずうっと走っておいたらもっと増えるのではないか、私は決して隣町の大内
山の例を、また大紀町の・・・バスを真似せよとはいいませんし、あれを見習うべきだとい
うこともいいません。しかしながら、大内山でも1回、1週間に一遍のバスがあんまりにも利用者
が多いので2回にした。大体20人ぐらいずつ乗っているようです。しかし、先ほどもちょっと
触れましたけれど、透析患者の人は大台病院へ行くと、大内山や紀勢町の方は人がいいん
ですと、バスがあるんですというような話も聞きますし、最近では町長もよく知っている紀宝町
のほうでも新宮まで乗入れをしてですね、3路線、もうひとつ鶴殿へ足を延ばしてオール100
円で乗れるバスがあるとか、いろんなケースがあろうかと思えますけれど、この交通手段、町民
の交通手段として弱者の人も健常者の人もコミュニティバスとして使っていけるようなバス
だったら、確かにそれは一番いいんです。

福祉バスでも、名前はいずれにしても目的が当然名前が付いたら違ってくるわけですから、
コミュニティバスにしても、そのいうたら100円でも200円でもいいという調査結果も出てお
りますし、そういう点では町長も十分肝に命じられておられると思うんですが、このバスの問
題についてはですね、特に三野瀬や赤羽地区、長島区でいえばですよ。海山でもいろんな講演
がやってもなかなか交通手段がないので行きづらいんだという声も出ております。

そういう点で、この本格運行に対する利用者の状況やバス路線の統廃合なども考えて、特に
厳しい財政状況、財調も5,000万円そこそこ。こういう状況のなかではバスの問題とでも
というのは、気持ちは十分わかります。しかしながら、この本格運行でなく、違う方法も含め
て考えていくという町長の答弁も旧町のなかではございました。これは一つ大きな町になっ
たわけですから、もう一つ難しいいろんなことに配慮しなければならない巡回バスになるかと思
いますが、もし走らせる状況、そういうものを検討していく、バスでないのなら、そしたらど
ういうものが必要なのかということも、ある一面では福祉タクシーみたいな格好で、使った70
歳以上の方に助成金を、タクシー券を何枚か支給しておるといような話も聞きますけれど、
いろんな角度から検討していくというのは僕はやぶさかではないと思うんですが。巡回バス
そのものは今後この紀北町にとっては大事な事業だという認識は全然変わっていないわけです。
ニーズも町民の人の要望も随分風化することなく、私どもの耳に聞こえてきますし、そういう

点で町長の再度お考えを聞いておきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私も旧町におきまして、この巡回バスについてはですね、試験運行をやったときにですね、かなり期待をしておりました。議員も非常に熱心にこの事業についてはご提案いただいて、推進を進められたことはよく記憶しております。

議員もご承知かと思いますが、ただいま私は答弁をいたしました各路線についてはですね、そこをまた走って料金をいただくとかになると、その路線との競合とか、また取り消しとかいろいろの問題が出てきます。それからまた辺地へバスを走らせたときには、辺地債の点数が上がってきてですね、辺地債が使えなくなるところもあるんです。いろいろなことを考えながら、今議員ご提案された例えばタクシー券をどうのということも考えたことはございます。

しかし、町民の皆様が、特に高齢者の方々がですね、この紀北町内を自由に目的を持って行動されることには、私は非常に賛成の考えを持っておりましてですね、今後も多角的にこれを考えてまいりたいと考えております。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

巡回バスの件についてはですね、これは旧長島の町のなかではですね、本当に良かったと、これで本当に前にも申し上げましたけれど、これで走らせてくれるのかなというような感覚でとらえられた人が多かったわけです。そういう意味では非常に人数的には、調査の結果の人数的には少ない多いのあれはありますけれど、本当にこのバス、温泉に行くにしても3時間、4時間を待たなければならないようなダイヤでございました。

そういう意味では、行ったバスで今度家に帰るときにはこの温泉で1時間あれば入れるんだから、そういうバスにしてほしかったなという声もありました。いいかければ切りがないんですが、そういうもろもろのことも踏まえましてですね、これはやっぱり走らせる価値があるなということは、私現在でも思っております。むしろ病院に行かれる方も本当にこういう巡回バスがあったら安く長島の駅まで出られる。役場まで出られるというようなことが出来るわけですから、当然住民の足としては高齢化が進むなかでは大変大切なといいますか、余分な事業ではないよというのは私はそういう認識でおりますので、町長のほうも一つ巡回バスについては

ですね、今後とも本格運行をする、せんということにかかわらず、今後検討していくということで一つよろしく検討、海山区の住民の要望もこれについてはどうなのかということも踏まえて、私どもも調査をいたしますけれど、一つ考えていただきたい。

最後のまとめに入りますんで、人工透析の患者さんの生活実態というのはですね、これはもう言葉では言い表せないほど困窮しているのは実態です。しかし、なかには確かに車、元気な人はほかの患者さんを助けて尾鷲の病院まで走っている方もございます。来年4月には透析のベットを45床増やしてですね、尾鷲総合病院も対応しようとしております。40床常に使って5床は予備ということにするようですが、特に透析患者の実態というのはピンからキリまでこれもございます。

そういう意味では現在元気で運転している方も年をとってくれば当然運転出来なくなる。たちまちタクシーを利用しなくちゃならんようになる。この原因というのはやっぱり4月からのこの移送サービスのいうたら、僕にいわせれば改悪といってもええぐらいのその負担を押し被せた結果だと、4月までは比較的割安で行けたけど、この下河内の人がいわれるのに、「大台病院に行くのに今までだったら5万円で良かったんです。しかし、ザッとした計算ですが10万円近くかかるんです」と、そこまで増えたんで大変なんですということを、切々と訴えられておりましたのでですね、今後透析患者に対してのその聴き取り調査もしながら、どこまでどうするんだということは非常に難しいと思いますけれど、それはやっぱり行政の責任で手を差し伸べるべきだと私は思いますので、調査のほうをできるだけ速やかにしていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長

これで中津畑正量君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

11時10分に再開いたします。

(午前 10時 52分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

議長

次に、7番 平野隆久君の発言を許します。

7番 平野隆久議員

7番 平野、ただいまより通告に従いまして、指定管理者制度の導入に関しての一般質問を行います。

指定管理者制度の関係議案が、第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例から、第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例まで、17議案がこの6月定例会に上程されております。

地方自治法第244条の2の一部が、平成15年の6月に改正され、同年9月に施行されたことにより、3年の経過措置の期間が終了する今年9月1日までに施設を直営か、指定管理者かに決定しなければならないことになりました。

町長より、先月25日の全員協議会において、行政経費の削減、民間の活力やノウハウの導入を考えて、今まで管理委託をしていた53カ所を含む、直営141カ所の施設のうち、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、お魚らんど海山、道の駅海山交流ホール、林業総合センター、木材乾燥機場の6施設に対し、指定管理者制度を導入したいと報告を受けました。

ほか9月1日までに、直営か指定管理者制度の導入かを決定できなかった各施設については、昨年、合併時の10月11日の専決処分、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づいて、今後、協議検討をしていくために、どちらでも選択できるようにと、今回の17議案の上程になったと理解しております。

しかし、指定管理者制度の導入により、施設の管理全般が管理者に委ねられることによって、最終的には公の施設が民営化されてしまう流れになる可能性も危惧されます。税金で設置された施設が管理者によって私物化されるのを防ぐためには、定期的な収支報告などを管理者に義務づけることにより、利用者でもあり消費者でもある町民のチェックが可能となります。一般

的には利用時間の延長など、施設運営面でのサービスの向上とともに、利用者の利便性が向上し、さらに管理運営経費の削減により、施設を所有する地方公共団体の負担の軽減につながるというメリットがある一方で、以前は税金によって運営され、町民が無料、または格安で利用できていた施設が、制度の導入以降は利用料金が一般的な民間施設と同等になってしまったとか、管理者が施設の利用を作為的に設定制限するために、今までと同等に利用できないといった問題も発生してくる恐れも考えられます。

これに関しては先ほど述べた手続条例の第10条に、指定管理者は毎年度終了後30日以内に、(1)管理業務の実施状況、(2)利用状況並びに利用許否等の件数及び理由、(3)利用料金の収入実績、(4)管理経費の収支状況、(5)そのほか町長等が別に定める事項の5点の報告義務を明記してありますが、あくまでも施設所有者は町民であることを踏まえ、施設を使用する町民が以前より不便を感じることにならないように、チェックが十分機能するように努力していただきたいと思います。確認の意味も含めて、まずこの点に関しての答弁をお願いします。

また、手続条例の第4条に、指定管理者の選定方法として、町長、または各委員会は前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする」と記載されております。

最終的には、議会の議決が要るものの、管理者が決定され、議会へ上程された時点では賛否の議論でしかありません。透明性、公平性を考えるとその前の指定管理者の選考過程が重要視されます。ゆえに管理者の決定は町長、執行部が独断で決定するのではなく、識見を有する者による選定委員会の立ち上げが必要と考えますが、選定方法はどのように考えているのかについて、答弁をお願いします。

また、今定例会で17条改正を上程された施設のうち、全協で報告された6施設以外で、現在管理委託していて、今回指定管理者制度の導入が予定のないところは森林公園オートキャンプ場、農村婦人の家、古里自然休養村管理センター、45ヵ所の各地区集会所があります。これらの施設について今回導入しなかった理由はなぜなのか。

また、現在直営施設の8ヵ所のうち、お魚らんど海山を除くふれあい広場マンドロ、紀伊長島古里温泉、赤羽生活改善センター、若者センター、木工陶芸工房、海山グラウンド、多目的広場の7ヵ所は、今後どうする予定なのかについてお尋ねします。

また、今回の上程された管理者制度の関係条例に関して、各常任委員会においても質疑が集中したと聞いております。教育民生常任委員会では、付託された指定管理者関連の7議案のうち、2議案に別表の利用料金の設定において不明確な部分があり、付帯決議が付けられました。

これは利用料金の金額設定の不統一性、利用料を賦課すべき施設の不明確性によるものであります。

利用料金の設定は大変重要な部分であります。なぜなら、今後、指定管理者を募集する場合、指定管理者に応募する側にとって、運営母体となる料金収入が応募する重要な選択肢となるからであります。また、町の法律というべき条例、議案は重要な案件であるにもかかわらず、課長答弁を含め安易な条例上程の感が否めませんでした。これらの状況について町長も聞き及んでいるとは思いますが、このことに関して町長の見解をお伺いしたいと思っております。

あと関連につきましては自席にして質問させていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

平野議員のご質問にお答えします。

指定管理者が決定されたあとの町のかかわり方、チェック体制についてであります。紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、指定した団体と事業計画に関する事項や町が支払うべき管理費用に関する事項などを決めた協定書を締結いたします。

指定管理者に対するチェックにつきましては、管理の適正を期するため、その管理の業務及び経理の状況に関しまして、定期的に、または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、または必要な指示を行ってまいります。また、指定管理者は毎年度終了後30日以内に管理業務の実施状況や、管理経費の収支状況等の事業報告書を提出することになり、これらの報告により施設管理が適正に行われているのか、住民利用の状況等を把握してまいります。また、指定管理者の事務執行に対して監査委員による監査を行うこともでき、十分なチェックを行ってまいりたいと考えております。

それから選定方法についてでございますけれども、選定の基準につきましては利用者の平等な利用の確保、サービスの向上、施設の適切な維持管理にかかる経費の縮減、管理を安定して行う人員、経営の規模、能力などいろいろな観点から総合的に審査し、選定することになります。

それから選定委員会の設置については、少し言われましたけれども、指定の手続等に関する条例第4条の規定によりまして、町長、または各委員会が指定管理者の候補者を選定することになりますが、選定委員会の設置も検討してまいりたいと思っております。

それから最後に言われたことは、紀北町若者センター条例の全部を改正する条例のことで、私のところへもそのことの常任委員会での情報が入ってきております。それについて指定管理者制度に伴う17本の条例改正について検討した結果、適切であるという判断で議案上程をしたわけなんですけれども、結果として付帯決議がなされたことも事実でございます、今後の対応につきましては最終日の議会の判断を待って対処してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

議長、議事進行、答弁漏れありますんでお願いします。

6施設以外の今回指定管理者制度に導入がなかったですね。森林オートキャンプ場と農村婦人の家、古里自然休養村管理センター、45カ所の各地区集会所等の今回導入しなかった理由について答弁漏れがありましたので、あと直営施設の8カ所のうちお魚らんど海山を除く7カ所についての今後の予定、これについて答弁漏れがありましたので、町長に答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

6施設以外の条例改正施設の今後の管理方法と、条例改正されなかった施設についてでございますけれども、6施設以外の条例改正施設及びその他の施設の今後の管理のあり方につきましては、現時点では直営で管理していく予定ですが、施設によってはですね、指定管理者制度の導入も視野に入れながら、今後の利用状況等を見ながら、管理のあり方についてより良い方法を検討してまいりたいと思います。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

それでは、まず最初のその指定管理者が決定されたあとですね、各施設におきまして、指定管理者はその利用料金の収入を得て運営していくということになるんですけども、例えば管理経費や維持修繕費ですね、軽微な維持修繕費についてはその管理者が自分でやっていくということになると思うんですけども、ただ、もしその施設に大きな修繕等が発生した場合、どのよ

うに町がかかわって対処していくのか。

また、その修繕が軽微な修繕なのか、大きな修繕なのかという判断基準はどのように設けているのか、考えているのか、その点について答弁をお願いします。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

ご質問にお答えいたします。修繕等が発生した場合にですね、どうするかということなんです、このことにつきましてはですね、議会のほうで指定管理者の議決をいただきますと、そのあとですね協定書、管理者と結ぶことになります。このなかでですね、修繕料の扱いについてどうするかということ協定をしてですね、それを決定事項をですね、明文化するという形になります。

例えばですね、今、三重県が熊野の古道センターですか、あそこのところを募集しておりますが、募集要項見ておられますと50万円以上のものについてはですね行政側と、50万円以下のものについてはですね相手方と、管理者の方というような形でですね、なっておるといふ協定書も出ておりますので、そういったことを参考にしながらですね、うちとしてですね、いくら以上のものはこちらで行政側でもって、それ以下のものについてはですね管理者側でもっていただくということを協定のなかで決定していきたいと、このように思っております。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

課長の答弁では協定書をつくって、そのなかで協定をいろんなことを決めていくと、その協定書についてはまた議会でも検討されると思うんですけども、その今、古道センター50万円という金額が出ているとありますが、この地域性にもよりますんで、その数字はまたその施設のものによりますんで、その施設ごとにある程度その金額的なものも配慮されるんじゃないかと思うんですけども、少なくともあとでこじれることのないように、やはり協定書できちっと施設管理者と協定を結ぶということが大事になってくると思いますんで、その中身についても努力精査されて、案をつくっていただきたいと思いますんで、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとその施設によって例えば施設に職員を、例えば派遣していたたような施設があり得る場合もあると思うんですわ。その場合、指定管理者に移行した場合、その職員の待遇と、またそ

ういうことは今後どういうふうな話になっていくと想像、どういうふうになってくると思われるのか、現時点での答弁をお願いしたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

直営で、職員がですね指定管理者で指定したところへですね、派遣をしておる場合ではですね、直営でやられておるのか、それとも指定管理者制度に乗ってやられておるのか、非常にこう不透明な感が出てくると思われまますので、まずですね、指定管理者制度にこの施設を指定するかどうかの時点においてですね、そういったこともですね、考慮して判断をしていきたいと そのように思っております。以上です。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

今の答弁いただいたんですが、やはりその不透明なまま職員の派遣等をしますと、その職員に対しても迷惑かかるし、不都合が出てきますんで、先ほど言われましたようにきちっとその直営でいくか、指定管理者でいくかを決めた場合には、その派遣する身分の方のことにしてもきちっとした対応をして臨んでいただきたいと思えますんで、その点をよろしく願います。

それから続きまして、また今回条例改正されなかった直営施設ですね。指定管理者制度に該当するような施設があると思うんです。今後検討課題だと思うんですけども、例えば島勝浦体験型イベント交流施設とか、和具の浜海水浴場、種まき権兵衛の里などがあると思うんですけども、この点についてはこういうのは収益ある程度出る施設であると思えますんで、その施設については今後どのようにしていく予定なのか。なかでも体験型イベント、これ施設はあれだけの構想を得て立ち上げた部分がありますんで、先々は指定管理者制度に乗っていくような施設ではないかなというふうには、私は考えているんですけども、今後どのように考えていくつもりなのか、その点についての答弁と。

そのそういう施設を今後その直営でいくのか、指定管理者制度でいくのかということに関して、ある程度選定していくと思えます。選定されたあと、これはこうしますよということに関して、議会上がってきた時点では、もうある程度案が出来た時点ですので、やはりこの施設

は直営でいくのがいいのか、指定管理者制度でいくのかいいのかという検討する段階で、結構重要な検討になると思います。その点について先ほどの選定委員会じゃないですけども、ある程度その施設を直営でいくか、指定管理者でいくかを検討する制度ですね。そういう、例えばそういう委員会等をつくってやっていく方向でいくのか、それとも条例に書いてあるとおり、町執行部でいくのか、その点について答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その今後、指定管理者制度に移行していくとか、いかないとかということについてはですね、慎重に庁内でよく協議をしてみたいと思います。先ほどお答えしたのは選定委員会の設置も検討していくということなんで、議員がご指摘されるようにですね、非常に和具の浜の管理にしても今度できた島勝の交流のイベント施設にしてもですね、今、町が直営でやっておりますけども、非常に重要な可能性を秘めておりますんで、今年度の推移を見ながらですね、すべきかどうか、十分に慎重に検討させていただきたい。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

先ほど申しましたように、やはりその選定ということに関して、施設に関してもその指定管理者の指名に関しても、やはり一番重要される部分だと思いますんで、やはりその行政として公平性、透明性を持つためにもやはりある程度の委員会等にいろんな意見を聞くということの姿勢を守っていただきたいと思いますんで、その点を十分注意されて検討させていただきたいと思います。

それでは続きまして、先月の25日の全協におきまして、町長は指定管理者を道の駅海山交流ホールは海山物産に、お魚らんど海山は現在の3業者を組合としてお願いしたいと思っているという発言がされたと記憶しております。指定管理者は、本来は公募が原則であります、公募の例外として任意指定が上げられることも理解しております。しかし、まだ指定管理者施設の条例が可決されておらず、任意指定の是非も検討されていない5月29日の全協の段階で、町長が指定先を公言するというのは少しおかしいのではないかと、やはりその施設の内容を考えてこうすべきではないかという気持ちもわかりますが、ある程度手順というものも必要でありますんで、やはりその段階を踏まえてやるべきことも大切だと思います。

その検討が先ほどある程度選定するためにも、やはり公平性、透明性が大事だと今、私も発言させてもらったんですが、そのうえにおいても全協でまだこの議会で検討されていない段階で、もう言うてしまうということに関しては、先ほどいいました透明性、公平性から外れるんじゃないかという気がしますんで、あの点については、あの発言については少しおかしいじゃないかなという気持ちがありますんで、ちょっと指摘したいと思います。それについての答弁をお願いしたいと思うんですが。

またその6施設のうち、お魚らんど海山ですね、あれは今後あそこに高速道路のインターの設置基点が来ると思うんですが、予定になっていると思うんですが、あれは今後はその継続に関してまだ不透明な時点なんですけども、今回指定管理者にせずに現在の業者に対しての許可申請のままでやることに関して問題があるんです。現在の直営でそのお魚らんど、海山、あそこを今の状態で直営で仮委託せずに、今回指定管理者制度に移行するについて、少し私は理解できない部分があるんですけども、その点について答弁をお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先般の全協におきまして議員の質疑に私が答えて、道の駅の町の部分ですね。それについて継続的に海山物産にお願いしたいということについてはですね、ご指摘のことは確かに前後があってですね、私も今後反省しなきゃいかんけれどもですね、議員のご質疑に対して申し上げるといって、まあサービス、リップサービス、それから隠さない透明性ということもご理解をいただきたい。

それであの施設は長い間海山物産、これは町が26.6%の株主になっておりますけれども、が適切ではないかというふうに私は判断いたしました。どうぞご理解いただきたい。

それからもう1つはですね、お魚らんどは高速道路の用地として、あそこは撤去ということになるであります。その間まではですね、おそらく数年もかからない。1年前後じゃないかということが予測されますので、別なる議員も公募してはどうかという提案というか、質疑ありましたけれども、その短い期間のなかで公募していろいろ出費についてご迷惑をかけることもあるし、今既存の業者も一部公募して応じたところもあります。そういうことで今のままで営業を続けていただくということを考えました。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

まずは、その町長の今のご答弁聞きまして、気持ちは大変わかるんですけども、町長の答弁にリップサービスが要るかどうかについては、リップサービスは要らないんじゃないかなというふうに私は思いますんで、正直に答える分については結構ですけども、リップサービスということに関してはをどうかなと思いますんで、一言指摘したいと思います。

あとお魚らんど海山なんですけども、管理者制度になった場合に、公募か任意指定かについて私は別にそうってないんですけども、ただ今、直営方式で業者に許可申請という形でやっていると思うんです。だから今回その指定管理者制度に乗る理由をお聞きしたんですけども、先ほどは。このままの直営、高速道路が来る施設ということになりますんで、このままの直営で業者に許可申請のままではどうなのかと、指定管理者制度に乗る必要があるのかどうかについての答弁をお願いしましたんで、再度答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほども申し上げたようにですね、あそこは取り壊しという、撤去ということが予定されております。しかも町が補助金をいただいてですね、展示場としてあれを運営しております関係でですね、現在のところ指定管理者制度をするにつけても時間的制約がございますんで、1年間という想定の範囲内ですよ、今のところはちょっと見合わせたほうがいいと判断しております。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

ちょっと今の理解できないんですけども、今回、そのお魚らんど海山は、この前、全協で言われたように指定管理者制度に任意指定したいというお気持ちで理解してよろしいのですね。

議長

平野隆久君、答弁はよろしいのですか。今、えらい途中で止まりましたが。

7番 平野隆久議員

すみません。先ほどの直営で、今回条例改正のなかに入ってますね、お魚らんど海山は、それでこの前の全協の時点で、町長はこのお魚らんど海山を指定管理者制度にしたいという意向でもないのですか、その点について再度答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

失礼しました。6つのなかに入っておりましたので、それがですね指定管理者制度にするべき施設として考えたところでありまして、私が先ほど申し上げたことは勘違いをしたので、あれは取り消します。そして今度改めて3業者に指定管理者ということで対応したいと。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

ですから、なぜ今まで直営だったのが、今回指定管理者制度に乗るんですかという理由をお聞きしたいという、答弁を求めているのです。

ほかの6施設ですね、あるいは今まで現在ですね、管理者委託ということで、5施設については今まで管理委託していたんですよ。それで今回指定管理者制度に乗るという理由はある程度わかります。ただ、そのお魚らんど海山だけが直営でやっていた施設なのに、今回指定管理者制度に乗る理由はなぜなのかについて、答弁お願いしたいということを言っておりますので、その点をよろしくお願いします。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

質問にお答えいたします。一応、形は許可証、許可申請を出していただいて、許可証を出して営業していただいておりますけれども、これあくまでも契約書ではありませんけれども、協定書で、許可証で営業しておりました。それでこれ当然営業ですので、以前からテナント等いろいろいわれましたけれども、今回その指定管理者制度が発足するにあたって、当然、指定管理者制度を導入するべき施設として考えまして導入いたしました。以上でございます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

今までの町長とか、課長もいわれたんですけども、そのなぜ移行したのかという理由については、答弁されていないような気がしますので、再度申し訳ないですが、答弁お願いしたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

ご指摘のようにですね、許可申請が業者のほうからあり、町のほうで許可を与えて、業者さんのほうですね、管理運営を實際やっていただいております、管理経費等につきましてもですね、業者さんのほうで負担していただいておりますという実態がありますので、すでにですね、もう管理者制度の導入以前にですね、そういった実態がありますので、今回そういうことからですね、管理者制度に移行したいということでございます。以上でございます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

今の総務課長の答弁である程度は理解できるんですが、先ほども申しましたように、やはりどういう施設がどういうふうに適切なのかについては、やはり今回6施設上げられましたけども、今後のことに関してもその6施設に関してもやはりそういうものをきちっとして、これはこの施設は直営で行くのか、指定管理者に乗るのかということきちっと行政の皆さん自身が判断したうえで、するということが大事ですんで、その点を今後とも十分注意されてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは次なんですけども、今回条例案で各常任委員会でいろいろ話が出たんですけども、教育民生等でも利用料金等につきましてはいろいろ話が出まして、先ほど町長も聞き及んでいると、若者センターの部分について聞き及んでいるといいましたけども、その若者センターの部分なんかでもそうなんですけども、これは条例をするということは今後、壇上でもいいましたけども、この条例を基にして指定管理者を募集するわけでありまして、この指定管理者という方々は、この条例を見てこういう施設だと、こういう利用料金があるんだということを確認してするわけですね。条例自身はこれ重たいものですんで、きちっとするべき必要もあると思います。

ただ、例えばその若者センター先ほど町長が言われましたんで言いますが、例えばその施設の別表の部分にあると思うんですが、例えば料金設定なんかでもそうです。サークル広場というのがありますと、サークル広場でこれどこなん。説明せなわからん。これは会議室ということで説明受けたんですけども、こういうサークル広場というのを会議室をサークル広場と明示すること自体もおかしい。

それでほかにも貸与している施設があると思います。例えば喫茶部分とか、そのものも載っていないと、あまりにもアバウトに上程され過ぎているという気がします。あと、先ほど町長は言われなかったんですけど、海山町グラウンドですよ。海山グラウンドの部分につきましてもグラウンドを貸与する利用料金を出ているんですが、このグラウンドについてはテニスコート及び野球場を除くということですので、グラウンドのテニスコート・野球場以外のグラウンド部分の金額は出ているんです。であと、下のほうにテニスコート・野球場ということでテニスコートは15分 100円、野球場は 1,030円ということ出ているんですけども、それでこれは課長に聞きますと、テニスコート・野球場に関しての金額は照明の料金やという説明を受けたんですけども、そうすると野球場の昼間使ったテニスコートと野球場、昼間使った金額はどこに明記されているんだということになりますよね。

例えば、この条例の文についてはなかに、町長は免除、ある程度の免除できるという項目あるんですけども、やはり別表部分にこの施設はいくらですよということを載せたうえで、使用する団体においては免除していくと、していくということはできますけども、やはりその施設について使うべき施設についてはいくらですよということ、やはり明記すべきやと。

それで金額なんですけども、海山グラウンドの場合は1万 300円、これは内税表示ですんであれなんですけども1万 300円、ほかのところに関しては1万 500円とか、この設定のした金額の理由がバラツキのように思えるような金額なんです。結局は内税ですんで、これは別にこれでこの金額ですよといえばそれまでなんですけども、やはりこの統一性が見受けられないと、それで例えばほかの施設については何百円とか、何千円とか切っておる施設もあると、やっぱりそのこの金額がこのところに設定されたかについて、やはり説明に対する不明確な部分があると、統一性がないと。

だから、私ども議員としてはやはりこの条例に関してきちっと審議がされて、上程された議案なのかどうかについて、やっぱり疑問を持つわけなんです。だからそういう面においてもやはりきちっとした対応をして、条例を上げていただきたいというふうに思いますんで、僕以外の方でもいろんな委員会で話が出たのは、そういうことじゃないのかなというふうに理解しております。その点について町長の答弁を壇上で求めたんですけど、町長はこういうもんだという話をされたと思うんですけども、やはりその意識を持ってやっていただきたいということを付け加えて、その点について答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、ご指摘の海山町グラウンドについての料金ですね、1万300円とか、500円とかということとは合併協議のなかでですね、担当者レベルで合併早々から上げ下げをして、町民負担を加えないというような観点でですね、そのまま引き継ぎということで推移しております。

ですから、確かに議員が指摘するようにですね、料金に一貫したものがないかも知れませんが、それはそれぞれまだ合併して1年も経ってない時点ですね、統一することも大変拙速の意味もあろうかと思えます。しかしながら、今後紀北町としてですね、この利用料、使用料についてはきちんとした基準を持って対応するべきだと考えております。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

その合併時点で高く不便をかけないということはわかっております。ただこういう金額にしましたよ、例えば不統一性、その施設によっていろんな事情がありますんで、金額は必ず一緒になるべきではないというのわかります。ただ、そういう金額に設定した理由というのが必ずあるべきだと思うんですわ。そのあるべき理由がはっきりされていないというのが実情だと思います。だから、はっきりされたうえでこの料金設定になりましたよという、やはり説明責任というのがきちっとあるはずなんです、その説明責任があるんかという疑問に思いましたんで、その点を含めて言わせていただきました。

やはりその内税ですんで、上げないということから言いますと、やはりその何千円、何百円というのが一番今の時勢では適当な数字、良い数字ではないかなというふうに私は思いますんで、このことにつきましてもやはりそういう出す理由がこういうことだということを、きちっとしたものを持って上げていただきたいというふうに思いますんで、その点を今後ともよろしくお願いします。

あと、もう1つの議案第49号の森林オートキャンプ場なんですけども、これはその第18条に今後その指定管理者に移った場合ですね、利用料金は、指定管理者は利用者からオートキャンプ場の利用にかかる料金を徴収することができるものとする、この場合において第7条の規定は適用しないものとするという項目が入っております。この第7条の2項のなかに、町長は公用、または公益上特に必要があると認めるときは使用料を減額し、また免除することができるという第7条なんですけども、これからいきますと指定管理者が決まったときには、第7条を否定していくと、町長が減免することに関して指定管理者が嫌ですよといえば、できなくな

る可能性があるんじゃないかなと僕は理解したんですが。

例えば、これがもしそういう場合でしたら、例えば災害等緊急避難の場合が出たときに、例えば町の施設であるオートキャンプ場に、その災害者等の方がどうしても入らなければならないといった場合に、指定管理者の方が、「いやこれは利用料金減免されたら困るんで、それは困るよ」といわれた場合には、難しい問題が出てこないのかというふうな気がしますんで、この僕の解釈なんですけど、この点について説明をお願いしたいと思います。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

減免規定は規定で設けておりますけども、これは先ほど言われた使用料と同じですね、やはり使用料は使用料、減免規定は減免規定、金額はそのまま生きてくるとっております。生かさなくては駄目だと思っております。減額はできます。はい。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

そうすると僕の解釈がしていったということで理解してよろしいのですか。

その18条は第7条を否定しないということで理解してよろしいのですか。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

減免規定を設けるということで、減免規定があるということでも理解していただきたいと思えます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

わかりました。今の課長答弁では、こういう条文があるが、第18条ですよ。第7条の規定は適用しないものとするというふうには書いてありますよね、第18条に。第18条は第7条を否定しないんですか、第7条を否定した場合やと、町長の減免、減額、また免除はすることができるという部分は否定されないんですか。課長答弁理解できない部分がありますんで、再度だれかわかる方がみえたらちょっとお願いしたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えさせていただきます。今の部分はですね、議員ご指摘のようにですね、第18条におきまして7条は規定しないと、適用しないということになっております。

それで災害時ですね、非常時等の対応につきましてはですね、協定書のなかでですね、災害時等で緊急事態が発生した場合にはですね、指定管理者のほうで対応するとか、その場合の利用料金取るというのはどうするのかということについてはですね、事前の協議をしてですね、協定書のなかへ明文化するという形で対処することになると考えております。以上です。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

はい、わかりました。

つまり、結局は協定書の部分で各施設の、先ほども申し上げましたけども、各施設と云々の事情もいろいろありますんで、やはり各施設の協定書を指定管理者制度になった場合には、協定書が重要になってきますんで、今言われたように各施設の協定書を結ぶときは、やはりきちっとした対応ができるような協定書づくりをお願いしたいということ、僕は言いたいですね。その点を含んで理解していただきたいと思っておりますんで、よろしくをお願いします。

それでは締めの部分にまいりたいと思います。指定管理者制度による導入により、本来ならば有意義に直営で住民の方々に使ってもらうべき町税を使って建設された施設が、行政経費の削減のために民間活力の導入という大義名分を掲げて処理され、社会保険庁の施設の払い下げまではいかないものの、血税を使ってつくった施設にもかかわらず、安易に建設された行政施設が民間に払い下げるという図式も危惧されます。やりようによっては危険な要素を含んだ制度になりかねません。

また、今後の個々の施設について指定管理者制度を導入する場合は、議会の議決が必要となりますが、協定書等の作成についてはそうしたものをつくっていただき、個々の施設の内容の審議については再度議論の場があると思っておりますが、今回現時点で質疑することにより、今後施設の建設をする場合、執行部側も単に補助金制度があるからというのではなく、維持管理も含め十分に精査し、有意義に町管理施設として活用できるかを吟味し。

議長

平野隆久議員、時間がきましたので簡潔に。

7番 平野隆久議員

はい、わかりました。すいません。

有意義に建てていただきたいということをお願いしたいと思います。今後導入される指定管理者制度の施設の充実化を期待し、町民の方々にとってますます有意義な利便性のある施設になるようお願いしたいと思います。

最後に、町長の気持ちをお伺いしましたんで、最後に町長の統括的な答弁をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

指定管理者制度はできたばかりでありましてですね、議員が指摘されるように税金を投入して使った施設がですね、安易に民間に委ねられるということで、そこで公平性が求められるわけです。透明性も同時に求められます。しかしながら、全体的には経費の削減、それからサービスを低下させていかない、より住民利用者がですね、利益を増幅していくという意味においてですね、十分よく検討して対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

(午前 11時 55分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

次に、18番 近澤チヅル君の発言を許します。

18番 近澤チヅル議員

こんにちは、午後の部一般質問をさせていただきます。

18番 近澤チヅル、6月議会の一般質問を行います。通告順に行います。

1番、指定管理者制度について、2003年地方自治法が一部改正され、指定管理者制度が導入されました。住民が利用する自治体の公の施設の管理運営を民間業者にも委任できる仕組みとなったものです。もともと公の施設は自治体自身が管理するものとされておりましたが、何度かの法改正で公共団体、土地改良区などや公共的な団体、商工会、農協、生協、町内会などのほか、出資法人公社や第三セクターなどにも管理業務を委託できるようになっていました。今回の改正ではその委託の制限を撤廃し、広く民間の業者も施設管理を代行できることになりました。

これは行政のスリム化、「民間にできることは民間に」を合言葉とする規制緩和、構造改革の一環にはかならないものです。これまで官が独占してきた公共サービスを市場開放し、民に算入の機会を与えようとするものであり、かねて行政の非効率、サービス不足の批判もあり、民間のノウハウと経営感覚を生かし、住民サービスの向上、人間の効率化、何よりも行政経費の縮減というのが指定管理者制度の導入の大義名分でございます。しかし、公の施設は直営が原則であり、地方自治法 244条の2、3項では、住民の福祉の増進という公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに限り、委託が可能であるとされております。経費削減第一は法律の趣旨に反すると思います。

そこで、指定管理者制度が導入され、住民サービスが向上するのかどうかお尋ねいたします。

導入しても公共施設の公共性や施設を低下させないためにも、自治体がきちんとしたルールを決め、責任を持って運営することが大切です。

2、紀北町の条例もできておりますが、指定管理者制度には地方自治体の請負禁止規定の適用がありません。議員や三役などが役員である企業は、自治体の公共事業を請け負えませんが、指定管理者の指定は行政処分であって、請負や業務委託の契約ではないので、指定管理者にな

することもできます。公共事業などと同じように指定管理者の場合も条例でこれを禁止すべきだと思います。

3、指定管理者制度は情報公開条例の適用ありません。公の施設の公共性、透明性を守るためにはやはり個人情報保護条例や、情報公開条例を守る義務を負わせるべきではないでしょうか。

4、さらに指定管理者の選定にあたっては選定委員会を設置すべきです。

以上の点について町長の考えをお伺いします。前者の質問にもあるところもありますが、その分は省いていただいて結構でございます。

続きまして2番目、障害者自立支援法の矛盾について、4月1日から適用された障害者自立支援法はこれまで所得に応じた負担である応能負担から、原則として費用の1割の定率負担を求める応益負担に変わったのが最大の目的です。応益負担は普通に生きるために必要な福祉を益として障害者が重いほど負担が大きくなるという、障害者にとっては生存権をも否定するような制度でございます。3月まで紀北町の障害者在宅サービスの利用者のうち、ほとんどの方は利用の負担はありませんでした。通所施設に通う場合も利用負担はなかったです。

しかし、自民党や公明党が強行採決をした障害者自立支援法が適用された4月からは、利用者負担が大幅に増えて、障害者の生活を圧迫し、自立を妨げようとしております。3月まで利用料がゼロの方がほとんどでしたが、4月からは利用料0円の方は生活保護の方のみになってしまい、全体でいえば6.7%の方だけです。残りの93.3%の方の費用は、この支援法により負担が3段階に増えました。

まず、利用限度額が一番低い人で1万5,000円ですが、これに該当するのは9.2%、そして上限が2万4,600円に該当する方は44.6%、残りの39.5%の方は実に最高額の3万7,200円の負担を求められるものです。例えば住民税、均等割の非課税の世帯で年収80万円以下といいますと、障害基礎年金の2級で月額6万6,000円の低所得の場合の方ですが、月額上限が1万5,000円となっております。無料からいきなり年18万円の負担は年収の23%にあたります。そして住民税課税世帯で年収80万円以下の月額上限は3万7,200円、年にいたしますと44万6,000円となり、80万円の年収のうち、この何と56%もの負担を求められるものとなってしまいました。障害者の生活が破壊されていくことはだれの目にも明らかです。

国は、「負担していただかなければいけない」という一言だけでは済まされません。通所利用者の場合もこれまで無料であったのが、一気に1万円から3万円、これは給食費を含んでおりますが、負担増になってしまいました。工賃収入を大幅に上回る利用負担で本当に自立でき

るのでしょうか。福祉の現場で起こっているこのような深刻な状態の実態調査を町として緊急に行うべきです。小泉首相も衆議院予算委員会の今年の2月28日には、「法律を実施し、問題があるとわかれば、しかるべき対応をとる」と答弁しております。緊急の調査をお願いしたいと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

このような生活できない現実に目を向けていただき、2番といたしまして町独自の負担軽減策の拡充を求めます。1つは利用料1割になりましたが、当面は3割程度に抑えておくことを望みます。その他医療費控除の援助など障害者の暮らしの実態に則した支援策を協議するよう求めたいです。

通所施設は障害者の自立をうながす大切な施設ですが、今回の改悪で施設の運営も大きく歪められてしまいました。これまで月額単位で報酬があったものを日割りにしてしまったので、大幅な収入減をもたらしています。実施あと、わずか2ヵ月ですが、全国的な問題になっております。障害者の社会参加を保障するためには施設の経営を応援することも重要なことです。月額報酬に見合う一定限度額を補助するなど、施設の一番必要とする支援策を話し合い、確立すべきです。地方自治体で独自に利用料、医療費を含む負担軽減策を実施しているのは、東京都・京都など8都道府県の244市町村に上っており、全体のなかでは13%の自治体で実施されております。施行後すぐにこのような制度が設けられたのは、やはりこの矛盾がひどいことが表れております。この悪法による利用者負担の施設の報酬を月額に戻すよう、紀北町としても意見を上げつづけることを合わせて求めます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えします。

指定管理者制度の1点目の住民サービスが向上するかどうかについてであります。公の施設の管理に民間の活力やノウハウを利用することにより、多様化する住民ニーズの効果的・効率的な対応や経費の削減が図られ、また住民サービスの向上も図られるものと考えております。

2点目の首長や議員の兼業禁止についてであります。「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第5項の規定によりまして、指定管理者の指定を委託とみなした場合には、首長や議員等は指定管理者としての申請資格がなくなることとなります。私といたしましては議員ご指摘のとおり、より透明性を発揮させる必要があることから、

この規定で兼業禁止を考えております。

3点目の個人情報保護条例や情報公開条例を守る義務についてであります。議員ご指摘のとおり重要な事項であり、「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第11条」の規定によります個人情報の漏えい、損傷または滅失の防止などを遵守させ、さらに指定管理者との協定書においても個人情報の保護に関する事項につきましても明記するなど、個人情報の保護に努めさせてまいります。

また、管理業務の公共性、透明性の確保につきましては前者の質問にもお答えいたしました。が、毎年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書によりまして、管理業務の実態把握を行い、公共性、透明性の確保に努めてまいります。

4番目の質疑はですね、質問は、前者と同じであれば省いてもよろしいということですので、選定委員会の設置も検討するという事で省かせていただきます。

障害者自立支援法であります。この法律の改革のポイントの1つに、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みの強化がありまして、利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」が求められております。基本的には1割の自己負担が必要となりますが、低所得の方には負担が大きくなるないように、利用するサービスに応じまして、負担を軽減する仕組みがとられております。

質問の実態調査の件であります。この4月に制度がスタートしたばかりでありまして、また新たに障害程度区分の確定にかかる調査も始まります。その調査のなかでも実態がわかるころもあらうと思っております。もう少し時間をいただきたいと思っております。

続いて、町独自の軽減策の拡充をとのことでございますが、何分にも制度がスタートしたばかりでありますので、今のところ町としての独自の軽減策は考えておりませんが、もう少し国や県、近隣市町などの状況も見てまいりたいと考えます。以上です。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

それでは指定管理者制度について、再質問をさせていただきます。

住民サービスが向上するかどうか、やはり前者の質問にもありましたけれども、税金でつくられた公の施設で、やはり住民皆のものでありますので、民間業者の営利の追求の場にならないように慎重に進めていただきたと思っております。町長もその方向での答弁だったと思うので、この部分については同感でございます。

そして2番の首長や議員が経営に参加するという点につきましても、規則で定められているという答弁でしたので、やはりもう規則ですと弱いので、やはり条例のなかに新しく私は組み入れるべきだと思うんですが、同じような効力を持つのか規則がですね、そのところをもう1点お尋ねしたいと思います。

それで、次の3番の個人情報条例は確かに今回の条例のなかにあるんですが、ちょっと聞き漏らしたかも知れないんですけど、情報公開条例については条例で私は定めるべきだと質問させていただいたんですけど、それに対してのちょっと私聞き取れなかった部分があったので、再度答弁をお願いしたいと思います。

選定委員会の設置は検討するということですが、やはり透明性を加味するにあたってですね、町の職員だけでなく、その選定委員のなかにはその検討するなかにはですね、利用者とか住民の代表、またその施設の専門家とか経理も大変でございますし、公認会計士とかそういう委員の方も是非そのなかに取り入れていくよう検討していただきたいと思いますが、その点についての答弁をお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その選定委員会の設置、委員の選出につきましてのご質問ですが、規則のなかでのですね、法の許す範囲内で適切に対応してまいりたいと思います。

それから個人情報の保護に関する事項につきまして明記する。これはですねきちんと個人情報の条例に基づいてですね、対応していきたいと思います。

その2点でしたか。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

情報公開条例について、ちょっと答弁聞き漏らした部分があるかも知れませんが、お願いします。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

情報公開制度につきましてですね、ご回答させていただきます。指定管理者制度でですね、

指定管理でされますと、町のほうはですね、行政側はですね、情報公開条例をすでに制定済み
ですね、やられますが、指定管理者におきましてはですね、まだ指定管理者のほうでは情報
公開制度制定しておりません。したがってですね、例えば今議員ご指摘の部分におきまし
てはですね、町長も先ほど答弁しましたように、事業報告等がですね、年度を割りますと30日
以内に出てきますので、そのことについて、そのなかでですね仮に町民の方々がその事業内容
等を知りたい場合は、町のほうへですね、情報公開制度に基づきまして情報公開を請求してい
ただきましたらですね、その範囲内ですね、公開していくということでご理解をお願いした
いと思います。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

私は条例にもちゃんと条例を改正してですね、管理者のところに指定管理者という文や入れ
るべきだと思うんですけども、その情報公開条例に積極的に対応するというので、少しち
よっと意見が違いますけど、その点については質問を終わらせていただきます。

続きまして、障害者自立支援法のことについてお伺いいたします。実態調査は時間をいただ
きたいという町長の答弁でございましたが、4月からですね、実施されておりました私の知り
合いの若い、もう20代前半の方ですが、今までは、今、布団のなかで寝返りもできないんです
ね。親の手を借りなくては。そういう方がもう親も高齢化してデイサービスでお風呂に週に2
回お風呂にデイサービスを利用しているんですが、今までは私たちは健常者は風呂に入るとい
うことは、何もしなくとも入れるわけですけども、彼の場合はやっぱり福祉の援助を得な
いと、そんな普通の生活さえできない。そのなかで以前はそれが皆の利用者はなくてもあった
んですけども、今1ヵ月過ぎまして請求は6,500円ぐらいきておりました。やっぱり何もな
かったところから一遍にその報酬というのは、6,500円というのはその家族にとってはとても、
まだほかの利用もしたいわけですね。だから健常者の方が普通に生活したい、それに対しての
負担ということではやはり私はその親たちの願いの3%に町独自でもならないか、そういう思
いがありまして、1回目の質問をさせていただきました。

そのことについても町独自のことは当面は考えていないということでしたが、是非その時間
をくださいというののなかの1つに入れていただきまして、障害者の方が普通の生活をできる
ことへの援助はやはり皆でみていきたいと思うんですが、そのことについての町長の考えとい
うのか、そういうのをお伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

障害者に対する行政側の対応といたしましては、議員がおっしゃったように健常者と一緒のような生活をしていくというのが、究極の目的だと私も考えております。ですから、今これ、この支援法がですね、成立したばかりだもんですから、それから他町村、大きな東京都だとか、大都会はですね余裕があるかと思いますが、現在議員もご承知のように町財政かなり厳しい時点ですね、どのように対応すべき、それもあわせて考えさせてください。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

財政負担というのは大変というのはわかるんですけどもね。やはり私目の前にしましてですね、こんなに自分で寝返りもできない、そういう人たちからお金を取らなくてはいけないほど、紀北町は苦しいのかなという、そういう悲しい思いがありました。是非財政大変なのはわかりますけども、そのことについても町長の、また福祉の関係の方の胸のなかに彼らの気持ちを入れておいていただきたいと思います。

そして、そのほかにもですね、今回の自立支援法のなかでバサッと書類がきてですね、4月から突然なって、いろんな制度が応益負担は4月から、そして区分は10月からで、そして施設なんかの機関は5年の猶予期間があるということで、もう住民は職員の方も大変でわからないということでしたが、職員の方がわからないのに住民は本当に不安になって、どないしたらいいのかという部分が、書類だけがいっぱいきて負担が増える。そういう思いがあって、そしてもう1つですね、資産運用のところでも今まではその障害者の方だけの資産だったんですけども、世帯全体で非課税になるか、その減免制度が受けられるかどうかをですね、障害者の方の資産も参考にするように、この4月からなってしまったんですけど、その基準をですね、その障害者の方の資産が350万円あるかないかで判断するというので、役場のほうからですね、定期預金も普通預金も持ってこい、その理由はわからなかったそうです。住民の方たちは。

そして定期預金を、普通預金を持ってこいと言われて、それを持ってこないと減免制度が受けられないということですね、本当に私たち健常者はいくら資産調査をされても通帳を持ってこいなんてことは絶対ないはずですので、この自立支援法のなかでですね、障害者の方たちにこんな人権侵害のことが行われるということについて、私は憤りを覚えておりました。この

ような事実を町長は知っておられましたでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

詳しいことは私存じあげておりません。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

今回の支援法はそういう面も含めて、その金額の負担だけじゃなくてですね、障害者の方たちにそういう思いをして利用も増えた。そういうところがありますので、そのところ知らなかっただけじゃなくって、そのことについて町長の立場ではどうせよということとはできないと思うんですが、こんな家族、本人にとって考えられないようなことがこのなかで行われております。そのことも覚えておいてほしいと思うんですが。

そして、もう1つ施設についてもですね、今まで働きに行っても大体1万円ぐらいお金が1カ月働いてもらっていたんですね、紀北町の施設の方も。ところが今回はそこへ行って仕事をすればその1割負担になって、まあ大体日額に直すと750円、そして食費も280円付いて、そこへ仕事をしに行ったら1日1,030円要るようになってしまったんですね。だから働けば働くほど負担が増えると、こういう制度に変わってしまったわけなんです。

この施設の係の方もいっておられましたけども、今まで戦後50年ですね、福祉のなかで障害者の方たちはいろんな思いでいろんな権利を獲得してきたけれども、今度の自立支援法ですべて戦前のようなものに戻ってしまって、金額の問題ではない、自立というのはその人が働くことで社会参加をし、生きがいを見出すことであって、お金の問題ではないのに、お金の問題でそのことを崩されてしまったということに関して、すごくおかしな制度だということをおっしゃいます。

そのことについても町長はどのように認識されますか、今の考えでよろしいので、このようなことが行われていたのをご存じだったかも含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員はこの障害者自立支援法については、かなり勉強されておられてですね、細部に至っ

てよく熟知しておられますが、この支援法、この法律はなぜできてきたのかということ、私なりに解釈すればですね、国としましては医療費だとか、福祉の問題で今後ますます支出が増えていってですね、財政再建ができないということでいろいろと改革をしてきた結果であろうと思います。

しかしながら、その最先端、それに接する、接点を持つこの住民の皆様方とですね、それからその法改正の非常に細部に至ってですね、本当にこれがおかしく障害者に対してですね、負担はある程度求めるにしてもですね、筋が通らないのかどうか、そういうこともやっぱり読んでみないと、今私が申し上げることはできませんけれども、あなたはあなたの考えでおっしゃるかと思いますが、私も勉強させていただきたいと思います。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

是非現場に、1つ目の質問にも入ると思うんですけども、尋ねていって実態のところを肌身で感じていただきたいと思います。そのことを強く求めたいと思います。

そのほかにももう1つですね、施設に通っている人はそれだけ大変なのと同時に、1回目の質問でも言いましたけれども、施設も月割から日割に変わって収入が減ったわけです。どういう問題を抱えているかということにつきまして、私たち日本共産党の国会議員団もアンケートを行ったんですけども、この紀北町のある施設もですね、このような質問に対して答えておりますので披露させていただきます。

「今年の4月の施設収入は3月に比べてどのように変化しましたか」という問いに対しては、「減収」というところに○を付けております。「収入はどのくらい減ったのか」施設運営に関する重大な収入でございますが、これは「2割以内」が1ヵ月につき減ってしまった。そして10月から新体制に移行するわけですが、「どのような見通しを持っておりますか」ということに対しては、「まだわからない」ということですが、「収入減の対策は必要であるか」というところは、「必要である」そう回答しております。

そして、「必要であるには収入減の対策としてどのようなことを施設で検討していかなければならないか」ということに関しても、「人員削減、職員のパート化、給食の業務委託、夏休みを少なくする」ということですね。そして「定員を超えた新規利用者を受け入れなければならない」、そして利用者の行事など盆踊り大会なんかもやっておりますが、そのようなことをやっていかなければ、この施設も利用できないような状況に、また4月に、先ほどから町長は

まだなっただけとおっしゃっておりますけれども、もう2ヵ月でこういうことがもう施設のなかで起こっておりますので、是非こんなのはおかしいという、町の代表として私は1回目の質問でもいいましたけれども、おかしいということを国や県に声をあげていただきたいと思うんです。

そして、このなかに国や県に対する要望についても応益負担の撤回、減免制度の充実、単価報酬単価の引き上げ、利用料負担軽減、施設への運営補助金、こういうのをいっぱい〇しております。これはこの紀北町のある作業所の生の声でございます。是非時間をくださいとかですね、そういうことではなくって、お忙しいとは思いますが、一番立場の弱いところでこういうことが起こっておりますので、再度町長のお考えを時間がない、足りないとかじゃなくって、生の声をお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

時間をくれということはですね、拙速にならないこともありますけれども、やっぱりフラットな心ですね、制度そのものの現場を見たいということもでございます。議員はご指摘しておられる、今のある施設ですね、実態の報告では、それはおそらく事実だろうと思っておりますけれども、それについて、今後どのように施設として対応していくかということもですね、考えるべきではないかと思っております。

しかしご指摘のとおりですね、ご承知かと思っておりますけれども、日本は中央集権の体制でものは進んでいきますね。だからこの一番末端ですね、市・町レベルですね、努力はいたしますけれども、なかなか自由なですね、政策の設定ということも大変困難なところもあります。ご理解いただきたいと思っております。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

ご理解ご理解ということでございますが、是非現場の方たちの対話を早くするように求めたいと思っております。

そして自立支援法でいろんな制度が変わっておりますが、職員も大変な状態になっておりますね。残業も増えております。そしてこの施設の方の一番頼りにしているのは自治体の職員だと思うんです。何かあれば制度が変われば聞きに行くのは自治体のところなんですけれども、

そのところも福祉のところの人員は増えているわけではありませんし、書類の量だけは、そして制度がぐるぐる変わってですね、大変な状態になっているというのも事実だと思いますし、福祉は人と言いますので、是非ですね福祉の、福祉課にその専門職の職員を採用することも障害者の方たちについての援助の1つにはなると思いますが、職員のほうとも話をさせていただきまして、なるべく早くその専門の人とか、その専門の資格を取らすとか、そういういろんなことを話し合っていたいただきたいと思いますので、そのことについても町長の答弁をお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

職員も大変、現時点ではですね、非常に多忙な合併後のですね、事務処理、事務事業についてしております。もう1つあんまり私が理解というと、あなた理解ばかりしてくれとおっしゃるけれどもですね、広域連合だとかと行政とか、いろんななかでもですね、今後町自身がですね、行財政改革をやっていく部分についてはその分野も視野に入ってくるんです。ですから常に町はですね、裕福な財政状況のなかで対応することができるかどうかということも、どうぞお考えください。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

その行政改革のなかでですね、削るところは削らなくてはいけないという、町の立場も理解できますけれども、一番守らないかんのはやっぱりこのところではないかと思います。イエローカードですね。あと3分ということで、もうまとめなくてはいけないんですけども、本当にこの2ヵ月の間でですね、在宅の方、施設の方、今までにない負担増、そして今までの築いてきたものを全部否定されるような今回の自立支援法についてですね、足を運んでいただきまして実態を調べていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長

以上で、近澤チヅル君の質問を終わります。

続きまして、16番 松永征也君の発言を許します。

16番 松永征也議員

16番 松永征也、一般質問をいたします。

まず、超高齢社会への対応について、ご質問をいたします。

高齢化は急速に進んでおります。特に本町においては全国平均より早いスピードで本格的な超高齢社会を迎えようとしております。本町における高齢化の状況は65歳以上の高齢者の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は現在31.6%であります。これが平成25年には40%を超えるものと推測されております。また、そのうち75歳以上の後期の高齢者は半数以上を占めることとなります。しかも今後、後期高齢者の数はますます増加する見込みであり、本町はまさに超高齢社会に突入しようとしており、本町にとって高齢社会への対応は、待ったなしと最重要課題であると考えます。

超高齢社会への対応は、ただ長生きされるだけではなく、長生きして良かったと実感していただけるような豊かで、しかも生きがいを持てる長寿社会を構築していかなければなりません。長年住み慣れた地域でいつまでも健やかで安心して暮らしていきたいと、だれもが願っております。そのためには高齢者のニーズにあった適切な超高齢社会への環境づくりが今、強く求められているものと考えますので、次の2点について町長のご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

まず1点目は、役場職員にサービス介助士の資格取得を図ってはどうかと思うのであります。今、銀行等多くの金融機関をはじめ、交通機関など民間企業においてはこれからの高齢社会に適切に対応していくため、社員にサービス介護士の資格取得や、研修会の開催などに取り組んでおられる企業が広がりを見せているとお聞きいたします。今後高齢化の進展に伴い、高齢者や障害者との接触はあらゆる業種や業態において、年々増加していくものと考えます。

特に役場においては窓口はもちろんのこと、各課においても職務遂行にあたってはすべて職員は高齢社会であることを意識し、常に念頭において高齢社会に適切に対応していくことが求められており、高齢社会に適切な対応のできる人材の育成は必要であり、このことはひいては職員の意識改革にもつながるものであると確信いたします。人に温かみのある町政の実現を目指しておられる町長の政治姿勢にもつながる施策ではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと存じます。

次に2点目ではありますが、超高齢社会に対応した移送サービスについてお聞きをいたします。75歳以上の後期の高齢者が急速に増加していくなかで、バスの停留所まで行くことができないなど、交通弱者、いわゆる移動制約者が大勢おられるのが地域における実態であります。

町内にはバスの運行のない地区や、また海山区の場合、タクシーの営業所もなく、どうして

も必要などときには尾鷲から来ていただかなければならないのが実情であり、多くの移動制約者は通院等の交通手段に困り果てているのが実情であります。

高齢者や障害者が地域で生きがいを持って豊かに暮らしていくためには、実費程度で、しかも気軽に通院や外出のできる移送サービスの実施が是非とも必要であります。昨年12月、尾鷲市と共同で福祉有償運送運営協議会が設置されました。高齢者に対する生活の足となる交通手段の対策は一步進んだものと考えます。高齢者や障害者の生活の足を確保することは生きがいにもつながるものであり、敬意を表するものであります。利用範囲等についてできるだけ幅広く柔軟に対応していただきたいと考えます。本町における現在の利用者数と、対象とする事業内容についてお聞かせをいただきたいと存じます。

以上、超高齢社会への対応について、2点お聞きをいたします。

次に、小松原工業団地へ企業誘致を図れないかについて、ご質問いたします。

我が国の景気は、大企業や大都市においては回復したと言われております。今その恩恵を受け、新聞報道などによりますと、三重県の北部においては先端産業など工場進出の申し出が多く、工場立地の用地不足が深刻化していると言われております。誠にうらやましい限りでございます。本町においては工業団地として三重県にも登録されております面積約1万5,000㎡あります町有の小松原工業団地を有しております。道路も整備されており、また国の低開発地域工業開発地区の指定も受けておりますので、進出企業には税等の優遇措置も確保されているところであります。本町は今、豊かな自然環境を生かした熊野古道をはじめ、オートキャンプ場や体験型イベント交流事業など鋭意努力されておりますが、若者の定住促進を図り、雇用と町の活性化に努めていくためには、どうしても企業誘致を図ることが必要であります。

何とか県南部の工業団地にも関連企業等を誘致してできないものかと考えます。今がチャンスではないかと考えますが、三重県へどのような働きかけをされておられるのか、また今後の見込みなどについてもお聞かせをいただきたいと存じます。

以上、質問いたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

松永議員の質問にお答えします。

社会情勢の変化や高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応していくために、最小のコストで最大のサービスを提供していくことが、行政の責務であると考えます。特に議員のおっし

ゃるとおり、本町におきましては高齢化率が31.6%であり、すでに超高齢化社会に入っておりまして、こうした社会への対応につきましては同感であります。

そのための1つの方策として、役場職員にもサービス介助士の資格を取得させてはどうかということですが、サービス介助士につきましては、入浴や排泄・食事の介助までは必要としない、比較的元気な方への社会生活の介助が主な仕事であると認識いたしておりますが、今後の行政運営を適切に、また住民の方へのサービス向上を図るうえにおきましても、専門職員の育成は必要なことでありまして、今後、サービス介助士の資格取得も含め、こういった分野の専門職が必要であるかを検討してまいりたいと考えます。

当面、福祉分野におきましては、毎年度実施しております職員研修を活用して、高齢者や障害者に対する歩行の介助や車椅子操作のお手伝い等を研修内容に盛り込み、職員一人ひとりの接遇レベルの向上や、ひいては職員の意識改革を図ってまいりたいと考えております。

次に福祉有償運送についてでございますが、議員ご承知のとおり尾鷲市と共同で昨年10月に福祉有償運送運営協議会を設置いたしまして、福祉有償運送の実施に向け取り組んできたところであります。当地域におきましては許可を受けた事業所によりまして、今年4月から道路運送法第80条第1項に基づく、福祉有償運送が始まりまして、現在、紀北町の方が利用する事業所といたしましては6事業所、利用者につきましては重複する方もいますが、518の方が登録されております。

対象者は各事業所に、会員として登録された要介護者等や、障害者等で単独での移動や公共交通機関を利用することが困難な者であり、運営協議会において認められた者となっております。またその利用につきましては、事業所により多少の違いはありますが、通院通所や外出などの移動支援であります。

このような制度の範囲内ではありますが、先にも述べましたが518名の方が登録されておりまして、幅広く利用されているものと考えております。

次に小松原工業団地への企業誘致についてでございますが、松永議員のおっしゃるとおり、三重県北部は企業の進出が相次ぎ、工業用地の確保さえ難しい状況のようであります。紀北町開発公社の小松原工業団地は1万4,124㎡、約4,280坪ございまして、三重県のホームページや企業立地ガイドブック等にも紹介していただいております。

しかし、当地域を含みます三重県南部は立地条件の面からも企業の進出はなかなか実現に至っていないのが現状であります。企業のニーズとしては交通手段の利便性、労働力の確保、工業用地の面積の確保、適正な地価価格などであります。特に交通手段の利便性におきま

しては、当地域は都市圏からの距離があるため、企業のニーズに応えるには難しい、厳しい状況でございます。

したがって、進出企業が望む基盤や環境の整備を進めることが必要でありますとともに、私はこの豊かな自然や地場産業の技術力など、地域の資源を生かした企業への誘致を進めることも重要であると考えております。

三重県への働きかけにつきましてでございますが、現在三重県企業立地室との連携を積極的に図っており、支援、助言もいただいております。県におきましては進出企業に対し、立地協定に基づき補助金制度もございますので、担当課におましては県担当者と十分に情報の共有を図っているところでございます。今後高速道路の開通にも期待をいたしますが、それにはやはりこの紀北町が魅力ある町として他の地域に比べて、優位性を持つことで企業の進出の可能性も出てくるものと思っております。

過疎化が進み、若者が働く場がなくなって町外へ出ていってしまう現在の状況は、今後のまちづくりにおいても、また町の将来像を考えるうえにおきましても、大変憂慮しております。そのためにも企業誘致は当町にとって重要施策であるということを私も十分に認識をいたしております。当町といたしましては企業誘致の可能性を検討するうえからも、小松原工業団地のほかにも工業用地として適地がないものか、調査を始めております。

また、ふれあいネットワークを通じましても、地域の取り組みや情報を町外に発信するとともに、会員の皆様にもご助言やご協力をいただくなど、誘致に向けた可能性に取り組んでおります。大変厳しい状況ではございますが、議員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

やがて町民のですね、2人のうちに1人はですね、高齢者となる。そういう時代が訪れるわけなんですけれども、高齢化の問題はですね、福祉保健課だけの問題ではなしに、すべての課のその職務の遂行にあたってはですね、必要になってくるものと思っておりますので、質問をさせていただいたわけなんですけれども、1点目のですね、サービス介助士につきましては、町長の答弁はですね、専門職のようにとられておりましたが、そうではなしに一般職の方がですね、その高齢化とか、高齢者の知識とかね、そういうものを得るといことが主な資格というのか、研修であって、12時間程度の研修だそうであります。

身近なところではですね、第三銀行においてもですね、最近ですね、取り組みを始めたということも聞いております。資格云々というよりもですね、そういうようなことで、職員には高齢社会を十分に理解をしていただいて、高齢化に適切にですね対応していくべきではないかと考えております。

本町はですね、ご承知のようにISO14001ですね、これ環境マネジメントですね、この認証取得をですね、他よりも早くというのか、いち早く取り込みましてですね、職員の環境負荷を減らすという意識改革にもですね、大きな効果をあげていると思っております。昼休みなんか見てもですね、電気はきちっと自然に消灯されたりですね、紙は裏表使うとか、そういうようなことはされておって、職員に環境に対する意識がですね浸透しておるわけなんですけども、そのようなことをですね、高齢社会への対応についても、全庁的にやったらどうかという思いで質問をしたわけなんですけども、このことについてですね、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おっしゃるとおりですね、ますます高齢化が進むことが予測されます。そのなかで住みよいまちづくりという、そういう生活空間をつかっていくためにはですね、高齢者も、あるいは中堅の壮年の方々もですね、お互いにその高齢になったことを理解してですね、対応していけばより住みやすいまちづくりができると思います。

特に職員においてはですね、皆様方の立場で、立場をよく理解してですね、行政に反映する、していく立場にありますんで、議員の考え方については私も賛同しております。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

高齢化についてはですね、町のほうも今後進めていきたいと、対応についてということでございますので、次のですね、高齢者や障害者に対する移送サービスであります、本町での利用者はですね518名とお聞きいたしました。私はですね想像をしていた以上にですね、人数が登録されておってですね、障害者や高齢者の方には本当に助かる制度だと思えます。

高齢者や障害者にとってですね、外出できるということは一番生きがいにつながるものであるわけなんですけども、対応についてはですね、柔軟にお願いしたいと思うわけなんですけど

も、例えばですね、体の不自由な方にとってですね、例えば先祖の墓を参りたいというような思いを普段持っておったけども、こういう制度ができたというような場合、このような墓参りをしたいということについてもですね、この制度は対象にしていだけるものかどうかですね、ちょっと福祉保健課長にちょっとお聞きしたいんですが。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議員の質問でありますけども、具体的な事例にはですね、一つひとつ答えるのはちょっと難しいところもありますので、ちょっと県のほうのそういったガイドライン的なのをちょっと話させてもらいます。

福祉輸送運送とはということとはですね、NPOを社会福祉法人等の非営利法人が高齢者や障害者等公共交通機関を使用して移動することが困難の人ですね。1人ではこういった公共交通機関やタクシーを利用することが困難な人が対象になってます。そのなかで通院、通所、レジャー等を目的に有償で行うサービスのことでありまして、そのなかでちょっとご理解いただきたいと思います。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

レジャーという項目も入っておるのでね。できるだけ年寄りとか障害者のね、いろいろと要望に、要求に答えてやっていただきたいと、柔軟な対応をね、できる範囲内でしてやってあげていただきたいと思っております。

小松原工業団地のことについては、なかなか立地条件とか交通手段とかね、面積が狭いとかいろいろ町長からの説明がありました。面積は狭いということも言われたわけですけども、周辺地にはですね、まだ民有地ではありますけども、広い土地もあるわけですね。それから船津川、今工事中の船津川の河川改修工事、ここから出る搬出土砂もかなりあると聞いておるわけなんですけども、こういうものを利用してですね、面積は広げることが可能ではないんかと思うんですけども、このことについて答弁をいただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今も担当課ではですね、新しい工業立地用地はないかと今、探している状況でありまして、この災害復旧の工事等も関連して、結果できる可能性もあるかと思えます。そういうことについては対応を前向きにしたいと思えます。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

小松原工業団地についてはですね、総合計画なんかでも記載もされておるし、やっぱり造成もされておりますのでね、やっぱり一番あの場所が一番適当じゃないかと思えます。ここにですね、ちょっと三重県経済のあらまし、これはある銀行、百五銀行の研究所が発行しておる冊子なんですけども、ここの県下の29市町のランクが記載されております。事業所の数ですね、増減なんかのランクのところを見ますとですね、紀北町はこれは3年間ですね、14年から平成16年までの3年間の数値なんですけども10.1%、約1割減っておるわけです。事業所の数はですね。この減少率はですね、県下29市町があるなかで一番ワーストワンなんです。一番減少率は高いと、いかに本町は産業が低迷しておるか、よくわかるんですけども、このことについても町長から感想をちょっとお聞きしたいと思えます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどの演壇での答弁と同じようにですね、工業誘致はこの町の紀北町ですね、低迷する経済情勢を回復していく、元気をつくっていくについては非常に大きな要因となると、そういう認識しておりますので、この今、議員がお示しになった10.1%の減ということは、極めて残念だと思えますが、粘り強くですね、誘致の活動を続けていきたいと思えます。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

重なる質問なんですけども、高速道路もですね、ようやく着工されたわけなんですけども、完成は平成24年ごろとお聞きしておりますけども、開通後ですね、通過地にならんように一つこれから数年は大事な時期じゃないんかと思うんですけども、このことについて町長の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思えます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が非常に憂慮される、つまり高速道路がくることによってですね、ストロー現象ですね、通過時点になってしまう、そういう可能性があるわけなんですね。ですから、それは三役ともですね、四役も全部認識しております。そしてそうならないように新しい町の魅力をつくって、どうしても紀北町に高速道路から降りていただくような条件整備ですね、それは考えております。今盛んにない知恵を絞っておるところであります。そのような状況で考え方としてはそういう方向です。

議長

以上で、松永征也君の質問を終わります。

次に、29番 岩見雅夫君の発言を許します。

29番 岩見雅夫議員

大変午後の気の緩む時間ですが、しばらく質問をよろしくお願ひしたいと思います。

29番 岩見雅夫、6月定例会の一般質問を行います。

本日、一般質問として通告いたしましたのは次の3点であります。

1つは、町政を身近なものに、町政相談室の設置をという課題であります。

2点目は、環境を守ることをまちづくりの基本にすえ、「環境の町宣言」を。

3点目に、紀北町の工事請負契約について。

以上の3つであります。

いずれも私としましては、新しいまちづくりへの思いも込めまして提言と質問を行わさせていただきますので、よく質問の趣旨を踏まえた的確な答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1の町政を身近なものに、町政相談室の設置の問題について質問をいたします。ご承知のように紀北町は合併して早8ヵ月が経過をいたしました。18年度の重点施策も示されまして予算も確定したところであります。多くの町民の方はようやくあの水害から立ち直って、深刻な景気の低迷のなかで小泉内閣の悪政に苦しみながら頑張っておられます。今、自治体の真価が問われているときだと思いますが、町民はこの合併した新町の今後について、期待と不安を抱きながら町政を見守っているところであります。町民は合併して果して良かったのかどうか、このことに大きな関心を寄せているのであります。

合併して人口が2万人を超えまして、面積も257km²と非常に広くなったこの町政にとって、今、最も大切なことは親しみやすく身近な町政であること、これだと思います。町民は町政に

関して身近な問題や要求について気軽に相談ができて、すぐに解決されることを強く望んでおります。新しいまちづくりは町政と町民が心を一つにしなければ成し得ないことを考えたときに、この「親しみやすい町政は身近な問題解決から」こういったスローガンを掲げることが非常に大事ではないかと思えます。

このような全町的な気配りをした行政については、大した予算も必要とせず、行政の姿勢次第できちんと取り組めることだと考えます。私は身近な住民要求、また行政相談に応える町政相談室の設置を提案したいと思えます。常設の行政相談窓口を設け、各課を越えた、いわゆる町長部局の責任で行うところの行政相談、住民相談室のようなのは住民こそ主人公の立場で問題に対処して、ときにはこの相談室を移動させたり、出張もさせて役場から住民のなかへ、まず一步を踏み出していただきたい。このことが求められていると考えます。まずこの点について、町長の見解を求めるものであります。

2点目は、環境を守ることをまちづくりの基本にすえ、環境宣言の町をとという問題であります。この新生になった紀北町の将来を考えたときに、めぐまれた環境を守り、自然と共生していくということは必須の課題だと考えております。地球自体が平和と環境保全なくしては、もはや成り立っていかなくなっている状況ですから、この紀北町もこの美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に継承していくということは、現在に生きる我々の最も大切な仕事ではないかと思えます。

今後、この紀北町政が1つの命の飲み水を守っていくためにも、また地場産業を継承発展させていくというためにも、あるいは世界遺産の熊野古道を通じて、集客や交流を広げていくといううえでも、少子化に歯止めをかけて子育ての支援を進めていくうえでも、すべての面で自然との共生、環境を守ることが欠かせないと思えます。

そして自然環境を守っていくということは防災の面からも、また自然災害をできるだけ少なくしていくといううえからも重要であります。おりしもこの6月は「環境月間」であります。環境問題について三重県知事もですね、1つのコメントを寄せておりましたけれども、今、環境問題に取り組む催しも非常に多く、関心の高まる時期であります。是非全町的な意識づくりのためにも、またこれを運動化するといううえからも環境のまち宣言を行うよう提唱するものであります。この点についての町長の見解をただしたいと思えます。

3つ目は、紀北町の工事請負契約についてであります。今、ご承知のように全国的には行政改革が叫ばれているなかで、官民を問わず工事請負等の不正が白日のもとにはさらされております。次々と発生する不正や談合の問題で、最も非難されるのはいわゆる官製談合の問題であ

ります。政府機関によるこの談合事件は文部科学省といった従来あまりなかった省庁にまで発展しておりましたし、特に防衛施設庁で長期にわたって天下り官僚による官製談合が行われていたというのは、この最たるものではなかったかと思うんです。

これは確かに政府の問題ではありますが、地方自治体に対しても警鐘を鳴らしている問題として受けとめる必要があるというふうに考えます。公共工事の請負契約につきましては、各地方自治体でも改善に努力が払われているところではありますが、全国的に見ますと神奈川県横須賀方式というのが非常に有名であります。三重県では松阪市が平成14年からこの横須賀方式を採用しまして、大いに効果を上げていることが新聞でも報道されました。

平成17年度の結果が出ておりますけれども、この17年度の松阪市の入札の改革によって、節税、いわゆる入札差金の問題をいうんですけれども、これは16億円超との発表がされております。落札率は83.2%であり、この改革によって松阪市は十分な効果をあげて、契約や落札価格の適正化だけにとどまらず、市内業者の受注も高まっており、合併した4つの町、この4つの町においても成果をあげている。また、従前いわゆる改革前には下請けしかできなかった業者も元請けが可能となって、地元や小規模業者に対して公平に参加資格が与えられていることが報道されておりました。

もとより皆さんもご承知のように、この公共事業は税金を直接財源として行われるものでありますから、工事請負契約を適正に行って、予算を効率的に執行するということは、行政の重要な責務だと考えます。工事請負契約において、常に落札率95%以上であれば、これはもう談合の疑い濃厚だというのが今、日本中の常識といわれております。談合が明らかになった防衛施設庁の落札率は実に95%以上のが、8割に及んだというふうなことも発表されておりました。

当町の落札率につきましても、最近いただいた資料では少し従前よりは改善されておるようですが、それでもかなりの高率にあることは実態であります。同じこの県内で松阪市や菟野町のようにですね、すでに重要な成果を上げている自治体もあります。松阪市では入札制度を決めるにあたって、透明、公正性の向上と、それから談合の防止と、競争性の向上という、こういったのを柱にしてですね、癒着の温床といわれている、いわゆる指名競争入札を廃して、一般競争入札を採用してきております。当町でもこの会計事務規則や、入札審査会の要綱の運用についてですね、町の方針を決定すれば、これはできることではないかというふうに考えます。

今、合併特例債や災害復旧関連の予算がですね、執行されようとしているなかで、今最もこの改革を行うのに適切な時期でもあるというふうに考えます。細かい点はあとで再質問のなかで触れたいと思いますが、まずこの点についての基本方針について、町長としての方針を明確

にされるよう望みまして、第1回の質問を終わらせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

岩見議員のご質問にお答えします。

現在、町民の方からの身近な要望や相談については、内容に応じて関係する職員ができる限りの対応をさせていただいておりますが、職員以外の相談窓口としては、行政相談委員制度があり、この制度は総務大臣から委嘱を受けた委員が地方公共団体等の業務に対し、随時相談を受けて適切な助言を行い、必要に応じて関係行政機関に相談内容を通知し、解決や実現の促進を図るとともに、町民の声を行政の制度及び運営の改善に役立てようということになっております。

このほかには、人権擁護委員、民生・児童委員及び心配ごと相談員が日々相談を受けておりますが、さらにこれらの委員の方による合同相談を両区でそれぞれ年4回、開催することとしておりますが、合併後はそれぞれ2回開催し、相談件数は4件となっております。

また、弁護士による無料法律相談を毎月両区において開催しておりますが、合併後の17年度中の相談件数は46件あり、1回あたり約4件となっておりますが、相談件数は増加傾向にあります。これは岩見議員の町政を自らのものに、町政相談室の設置をという質問について、今お答えしております。

旧海山町において、昭和63年に年内15ヵ所に「声の箱」を設置し、町民からの声を聞き、町政に反映しようと試みたことがありましたが、投書される方も少なく3年ほどで廃止したこともありました。町民の方々の要望等のすべてに町長自ら応えることが難しいのが実情でございますが、地域における諸問題等につきましても区長さんからも折りにふれ伺っており、提出された要望書について種々検討させていただいております。

また、両区の自治連合会と懇談会も開催させていただき、町政の推進を図っているところでございます。この指摘の「新しいまちづくり」は、町政と町民が心をつなげなければ成し得ないということは、私も先の所信表明において同様のことを申し上げましたので、十分承知をしておりますし、常々時間の許す限りどなたにでもお会いさせていただき、幅広いご意見を伺いたいと考えております。

また、職員に対しても適切で迅速な対応を喚起しているところであります。さて、議員ご提案の町政相談室の設置でございますが、町民相談、行政相談にかかることは本庁及び総合支所

の住民課が窓口となっておりますが、無料相談、無料法律相談についての問い合わせなどが多いものの、直接職員に相談されることはほとんどないのが実情であります。新たな「町政相談室」の設置につきましては、機構や体制のことも踏まえ、安全・安心のまちづくりのため、今一度検討させていただきたいので、ご理解を賜りたいと存じます。

2つ目のご質問についてお答えします。

紀北町の宣言については、今議会において旧両町でともに宣言しておりました、「非核平和の町」並びに「人権尊重の町」宣言を可決していただいたところではありますが、議員もご承知のとおり旧両町においては、これ以外にも旧紀伊長島町では「青少年健全育成の町」旧海山町では「暴力追放の町」「交通事故のない町」「快適環境の町づくり宣言」をしてきたところがあります。どの宣言につきましても、現在の当町においても重要なものであることはいうまでもありませんが、今回につきましては町として基本的なものを上程し、可決していただいたところでもあります。

議員からご指摘のありました環境問題につきましては、重要な課題であると認識しております。旧海山町におきましても平成11年9月22日に「快適環境のまちづくり宣言」をしているところではありますが、現在、紀北町の長期総合計画を策定しているところでありまして、策定しますと町の将来ビジョンが見えてきますので、そのなかで「環境のまち宣言」など、旧両町で行っていた宣言はもとより、新しい宣言も含め検討し、本町にとって必要な宣言については行ってまいりたいと考えております。

続きまして、紀北町の工事請負契約についてお答えいたします。

紀北町における公共工事標準の入札につきましては、合併時の平成17年度におきましては旧両町の建設工事発注標準により、それぞれの区におきまして指名競争入札を行ってきました。また平成18年度の入札におきましては、新しくなった紀北町建設工事発注標準により、指名競争入札を行ったところでございます。議員ご指摘の「適正価格の基準を定め、町の方針とすべきではないか」とのご質問でございますが、町は三重県が作成した統一設計単価により設計した金額が適正価格でございますが、紀北町独自では定めておりません。

したがいまして、議員のおっしゃるような入札適正価格の基準を定めるということは、非常に難しいと考えております。また指名入札を改め、一般競争入札制に徹底すべきであるところですが、落札率が高いから談合がない、談合の疑いが濃厚であると言われてますが、当町においてはですね、適正に入札が行われていると確信しております。

一般競争入札は競争性が高く、町にとってのメリットもありますが、一方、不良・不適格業

者の審査が困難であり、排除することが難しいことから、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらす恐れがあることなど問題もあるため、町の方針につきましては紀北町建設工事発注標準に従い、適正に入札していきたいと考えております。

なお、今後ですね、他の市町の方法も勉強してですね、より適正性を深めてまいりたいと考えております。以上です。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

第1の問題ですが、一般的ですね、現在まで行われているいわゆる住民相談とか、法律相談、そういった状況とはですね、一方やっぱし外れて、この新たに町村合併が行われたという、そして人口も倍加し、地域もですね、広大になったという、この合併した新町という状況のなかでですね、やはり今後いろんな施策をやるにしてもですね、この住民と心をつなげなければならぬ、今住民は何を望んでいるかといいますと、大きな問題もさることながらですね、身の回りの比較的小さな身近な問題をですね、町がすぐに解決してくれると、そういう親しみやすい町政、身近な町政というものをですね、強く望んでいると私は思うんです。

そういう立場からですね、町政相談室という提起をしたわけなんですけど、今一度検討すると言われましたけども、具体的にですね、どういうふうに検討されるのかわかりませんし、全体を通じて答弁のなかで感じられるのはですね、従来制度のなかでですねやってきた相談で事足りるのではないかというふうに考えておられるような答弁に受けとめたんですが、最後に言われたですね、今一度検討していきたいというのは具体的にどうされるんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、演壇で申し上げたようにいろいろの委員会とかですね、住民の要望、相談等を受け持つ制度があります。委員会もあります。そして住民課においてはですね、住民課が窓口となってそれを受け入れて、住民の要望相談を受け入れて、なお適切に担当課へ配分したりする業務をやっております。そういうことの推移を見ながらですね、どうしてもこの議員がご提案のですね、住民相談室、町政相談室か、これが必要という判断ができる場合、また検討させていただきたいということです。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

是非ですね、合併後の新町という形でですね、特に町政と住民との融合を大事にするという観点でですね、是非ですね、こういった問題についてもですね、検討を進めていただきたいと思います。

それから2点目のですね、環境の問題なんですけれども、宣言の内容につきましてはですね、旧町時代に2町とも実施されていたそういう宣言をどう取り上げるかという、いわゆる宣言の扱いの立場もあろうかと思うんですが、私の質問した趣旨はですね、特に今後町政を進めていく場合に、すべての課題にとって大事なのは環境を守る問題、これが非常に重要になってくるということですね、これをやはり町政の1つの規範にですね、すえていく必要があるんじゃないか。

また、運動化するというのであればですね、やはりそういったスローガンの環境宣言を行うというようなことも有効であります。今度の6月の「環境月間」のなかでですね、町としてはこの「環境月間」にどういう施策をやられたのかどうか、この点も1点お聞きしたいと思いますし、この「環境月間」にあたって、三重県知事の野呂氏もこの重要性について特にコメントをして訴えてですね、各市町村や民間の方々への協力も呼びかけておられますが、これらの点についてですね、「環境月間」のとらえ方と今後の町政の規範に環境問題をすえていくという考え方について、改めて町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

環境問題は非常に21世紀にとりまして非常に重大な問題であります。しかるに先般の議会でもご可決いただきました訴えの提起なんかも、それに類するものであります。こういうことですね、議員がおっしゃっておられる「命を守る水」を確保すること、あるいは京都議定書の問題、CO₂の排出を削減していく、そういうことの環境問題がですね、いろいろと重要課題として身近に迫っております。町といたしましても環境は生活の安全性を確保するうえにおいてですね、極めて重要であると考えておりますので、別の議員のご質問のなかにも環境関連のことはありますが、住空間の環境の整備ということについても鋭意努力をしまいたいと考えます。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

月間の取り組みについてちょっと答弁がありませんので、簡単をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

月間に取り組んだ、特にですね、海山区においては「クリーンクリーンデー」というものをずうっと以前より設定しております。本年もその趣旨に則り「クリーンクリーンデー」をしてですね、設定してですね、住民の皆様のご協力のもとクリーンにいたしました。

それから紀伊長島区においては「クリーン作戦」、これはもちろん中学生も各種団体の人たち、住民の協力を得てですね「クリーン作戦」を、これは春と秋に行う予定でございます。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

それでは3番目のですね、工事請負契約の問題について、少し再質問をしたいと思いますが、契約形態がですね、当町では違うということで説明がありましたけれども、第1回の質問のえなかで少し触れませんでした。この松阪市の非常に成果を上げている状況というのは、改めていいですけども、節税の問題でですね請負契約、大きいんですけども松阪市ですから、78億6,000万円が17年度契約金額がありましてですね、そのうちで16億円の入札差金、節税が行われというふうに言われております。

それから、市が大きいから当町には該当しないんじゃないかという考えも出ようかと思うんですけども、この地域別におきましてですね、旧松阪市内だけでですね、11億円以上の節税があるし、嬉野・三雲・飯南・飯高のですね、旧各町村分においてもですね、嬉野町で2億2,000万円、三雲町で1億1,000万円、飯南で3,000万円、飯高で1億1,000万円というですね、それぞれこの16億円の中身としてですね、地域ごとにもすべてのところでですね、こういった成果が出ているというふうに言われております。

これはですね、1つは町の姿勢いかにかわる問題だと思うのですけれども、会計規則があつてですね、指名入札審査会の要項があるなかで行われるわけなんです、やはり町が英断を持ってある程度改革の方針を決定すればですね、これは実行可能であつて最初の答弁にあつたようにですね、実施が難しいという問題ではないというふうに私は考えます。

それで私は松阪では、もちろん予定価格が算出されてやっておるんですけども、最低制限価格を85%に抑えて、そして不当な低価格の落札とかですね、そういうものを排除したり、適正な品質確保に配慮しているということがありました。

したがって、この価格問題ですね、制限を加えると契約の内容がですね、あるいはこの品質が落ちると、品度が悪くなるということは、この成果を上げている自治体の例から見てもですね、絶対のないわけなんです。それで14年度からこの改革が行われたんですが、12年度においては5億円のこの差金ですね出ておった。あるいは改革前ですね、13年度は5億3,000万円というふうな数字が出ておるんですけども、改革後ですね、14年度から15年度、16年度、そして17年度へ向けてですね、それぞれ12億円、13億円、9億円というふうに飛躍的に大きな成果が出ておまして、いずれも80%台の落札率で成果を得てきているんです。

結果としても市内業者の発注がですね、かえって増えておるし、改革前には下請けしかできなかった業者もですね、元請けもできるようになったということで、そういった業者のですね、問題についても非常にこう改善が進んでいるというふうな結果が出ております。まだすべての市・町にわたってですね、これがなされているという状況ではありませんけれども、やはり合併してですね、非常にこの財政が厳しい状況のなかで適正活用を図ってですね、電算執行の効果を上げるということは財政的にもですね、町としての大事な責務だと思いますので、この点についてですね、もっと前向にですね、検討を加えていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点町長はどう考えますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先の答弁で申し上げたようにですね、一般競争入札に移るということの大変危険性、不安感というものもございます。これはおわかりいただけたと思います。しかし、今議員がお示しになったような松阪市の例を聞いておりますと、非常に効果が上がっているやに聞いておりますが、当町としてもですね、その実質的な裏側のことを細部に至ってまだわかっておりません。その一般競争入札ね。うちは指名競争入札でやっておまして、工事の質を確保しようと、何というのか大事な、すべて大事な工事ですから、そのような考え方で今実施しておまして、しかしながら、1つの大きな社会的な流れとなってくると私も予想されますが、今後ですね市・町のやり方等を十分勉強していく考えは持っております。

議長

以上で、岩見雅夫君の質問を終わります。

議長

お諮りします。

本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定しました。

なお、8番 尾上壽一君ほか7名の質問につきましては、明日6月22日、午前9時30分からの日程といたします。

議長

本日は、これで延会します。

どうもご苦労さんでした。

(午後 2時 43分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年8月14日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 島本昌幸

紀北町議会議員 谷 節夫